

令和 5 年第 2 回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	6	6	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 一般質問（2名）
第 2 日		7	水	午前10時	・ 一般質問（4名）
第 3 日		8	木	休 会	・ 各常任委員会
第 4 日		9	金	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

6 月 6 日 (火)

令和5年第2回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月6日（火）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 9番 今田 政行 議員 1番 村崎 公一 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
(5)議会活性化特別委員会委員長
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第42号から議案第50号及び報告第1号から報告第2号並びに同意第5号から同意第15号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 報告第1号 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について
- 日程第7 議案第42号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第43号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第44号 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第48号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 一般質問
順 番
(1) 6番 坂 田 竜 義 議 員
(2) 2番 平 野 保 弘 議 員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	松岡征二君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和5年第2回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、9番、今田政行君、1番、村崎公一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月26日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。

議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

令和5年第2回議会運営委員会報告。

5月26日午前10時より、中央庁舎議会委員会室において、令和5年第2回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、私、今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。専決処分1件、条例関係5件、補正予算関係3件、その他13件、合計22件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案について。2件の請願・陳情がありましたが、2件とも不受理といたしました。

次に、（3）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、村崎公一議員、隈部寛議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員、平野保弘議員の6名から通告があり、抽選の結果、1番、坂田竜義議員、2番、平野保弘議員、3番、村崎公一議員、4番、吉住淳一議員、5番、濱田憲治議員、6番、隈部寛議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、６月６日より６月９日までの４日間とする会期といたしました。日程の内容については、議案集の「令和５年第２回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和５年第２回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程、議案第４２号から議案第５０号及び報告第１号、２号並びに同意第５号から同意第１５号を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第６、報告第１「議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について」の説明を受け、日程第７、議案第４２号、「美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第１１、議案第４６号「美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第１２、議案第４７号「令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）」から日程第１４、議案第４９号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」までは、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は、２名の一般質問を行います。質問順については、坂田竜義議員、平野保弘議員の順番で行い、一般質問終了後は散会の予定としております。

議会２日目、６月７日は一般質問を行います。質問順については、村崎公一議員、吉住淳一議員、濱田憲治議員、隈部寛議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、６月８日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、６月９日は各常任委員会の委員長の報告及び質問を行います。

その後、議案第４７号「令和５年度美里町一般会計予算補正予算（第３号）」から、議案第４９号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。次に、報告第２号「令和４年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の説明を受け、議案第５０号「下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について」の内容説明・質疑・討論・採決を行い、次に、同意第５号「美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から同意第１５号「美里町副町長の選任につき同意を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、５月２６日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日6月6日から6月9日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月6日から6月9日までの4日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から3月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステム内に登録しておりますので、主なものだけ申し上げます。

まず、3月12日、美里町消防点検に、議員の皆様と共に出席しております。

3月23日、町内各小学校の卒業証書授与式に、副議長と濱田委員長にそれぞれ手分けして出席しております。

3月23日、濱田議員と共に、宇城広域連合議会定例会に出席しております。

3月25日、宇土市新庁舎落成式に出席しております。

3月27日、緑川第一発電所の発電所リニューアル完了式典に、議員の皆様と共に出席いたしました。

3月29日から30日にかけて、長崎県五島市において、常任委員会の合同研修を、皆様と共に出席いたしました。

4月7日は、10時半から戦没者慰霊式、1時30分より全員協議会ですね。2時半から議会活性化特別委員会に皆様と共に出席しております。

4月10日は、中学校の入学式に、私が砥用中学校、あと福田議員に中央中学校に出席していただいております。

4月11日の町内小学校の入学式には、議長、副議長、濱田委員長にそれぞれ手分けして出席していただいております。

4月19日、広域連合視察研修として、福岡市のほうに濱田議員と共に出向いております。

4月26日、県庁において、知事、県議会、自民党県連等への要望活動に出向いております。

4月27日、第3回の臨時会に皆様と共に出席をし、同じく終了後、議会活性化特別委員会を皆様と共に出席いたしております。

5月18日、議員研修を皆様と共に行っております。

5月22日、ふるさと祭り及びやまびこ祭りの実行委員会に出席いたしております。

5月23日から24日にかけては、議長・副議長研修が東京のほうで行われましたので、副議長と共に上京しております。なお、24日は、県関係の国会議員の皆様方への要望活動も実施いたしております。

5月25日は、美里町防災会議に出席いたしております。

5月30日から5月31日にかけては、全国町村議会議長会の会議がありましたので上京しております。

6月5日、美里町社会福祉協議会の理事会に出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に町長の行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから行政報告をさせていただきます。なお、非常に多くなりますので、要約して報告をさせていただきます。

まず、3月の11日、令和4年度宇土・上益城地区自衛隊入隊・入校激励会に出席をしております。

3月12日、美里町消防点検。

3月17日、中央小学校6年生の地域学校協働活動事業に行っております。

3月21日、中岳区春の彼岸祭り。

3月22日、中央中学校の高宮君がソフトテニス全国大会に出場するということで、表敬訪問を受けております。

3月22日、令和4年度、これは総務省の過疎問題懇談会にオンラインで出席をしております。

3月23日、砥用小学校の卒業式。その後、令和5年宇城広域連合議会第1回定例会に出席をしております。

3月24日、まちづくり公社の第9回取締役会議。そしてその後、第76回熊本県町村会の定期総会に出席しております。

3月25日、宇土市新庁舎の落成式。

3月26日、美里町土地改良連合会の第19回の総代会。そして、お昼からは坂本哲志「春の集い」に出席をしております。

3月27日、これは熊本県の発電所のリニューアル式典に出席をし、その後、議会全員協議会に出席をしております。

3月28日、農業委員候補者評価委員会の委嘱状の交付式。その後、砥用東部地

区活性化協議会の設立の要望。そして、その後、緑川ダム事務所の絵画コンテストの表彰式に出席をしています。

3月29日、令和4年度鎮魂式。これは畜協でありました鎮魂式に出席をしています。

4月の2日、西山区の花見の会。それから、その後、中川原公民館が新しくできましたので、その落成式に出席をしています。

4月の3日、学校職員辞令交付式。その後、役場の新入職員の宣誓式を行っております。

4月の7日、令和5年度美里町戦没者追悼式。

4月の10日、中央中学校の入学式に出席しております。そして、夜には、JA下東の中央青壮年部の総会に出席をしています。

4月の11日、中央小学校の入学式。

4月の15日、令和5年度美里町林業研究グループの通常総会。

4月の18日、全国簡易水道協会の九州ブロックの会議に、長崎県で開催されました会議に出席をしています。

4月の19日、第16回美里町商工会の青年部通常総会。

4月の21日、令和5年度美里町商工会の女性部の通常総会に出席しております。

4月の23日、名越谷阿蘇神社奉納グラウンドゴルフ大会。夜には若葉会の総会に出席しております。

4月24日、令和5年度熊本県央水災害対策合同会議に出席をし、夜、令和5年度宇城地区商工会の青年部連絡協議会の通常総会。その後に、令和5年度簡川荘の運営委員会の定例役員会の総会に出席をしています。

4月の25日、「美里うまい米づくり会」の設立総会。

4月の26日、まちづくり公社の令和5年度の第1回の取締役会。そしてその後、令和5年度美里町食生活改善推進委員協議会の総会に出席をし、その後、嘱託員・嘱託補会議に出席をしています。

4月の27日、令和5年第3回の臨時会に出席をし、その後、美里町交通安全対策会議、その後、交通指導員会議、そして、夜には、令和5年度美里町消防団辞令交付及び幹部会議に出席をしています。

4月の28日、熊本県の町村会の評議員で要望活動を行っております。

そして、4月29日、第10回バッジテスト・シャトルランゲーム。これはランポリンです、に出席をしています。で、夜には、令和5年度美里町自衛隊の家族会の総会に出席しております。

4月30日、三溪支部の球技大会。

5月の1日、美里町認定農業者の協議会の総会。

5月の2日、令和5年度美里町砥用南栄会の総会。

そして、5月3日、かんがい期開始に伴う用排水委員会。これは土地改良の東部事業部の委員会に出席をしております。

5月の8日、宇城地域肉用牛振興協会の子牛品評会。そして、夜には大遠集会所で町政座談会を行っております。

5月の10日、B & Gで町政座談会を行っております。

5月の11日、春の交通安全運動の祈願祭。そして、夜は筒川荘で町政座談会を行っております。

5月の12日、「みさと町石橋の館」オープンセレモニーに出席をし、その後、行政相談員の小筵の福田一幸さんに退任されましたので、感謝状の贈呈式を行っております。その日の夜は、三溪社会教育センターで町政座談会を行っております。

5月13日、美里町砥用地区和牛生産改良組合の総会。

5月の14日、令和5年度緑川水防演習。そしてその後、消防の幹部歓送迎会に出席をしております。

5月の15日、文化センターひびきにおいて、町政座談会を行っております。

5月の16日、全国道路利用者会議第75回定時総会。その後、ダム発電関係市町村全国協議会の理事会、その後、同じく総会、そしてその後、同じく勉強会にそれぞれ、東京で開催をされております、出席をしております。

次の日は、道路整備促進期成同盟会の全国協議会第44回通常総会に出席をし、その後、命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席をしております。

5月の19日、令和5年度宇土人権擁護委員協議会の定期総会に出席をし、夜、令和5年度下益城赤牛生産改良組合の総会に出席をしております。そしてその後、林業総合センターで開かれました町政座談会に出席しております。

5月22日、ふるさと祭りの実行委員会。その後、やまびこ祭りの実行委員会。そして夕方、令和5年度宇土法人会の中央支部の会員会議に出席をし、その日の夜、砥用庁舎の多目的会議室で町政座談会を行っております。

5月23日は、令和5年度浜戸川改修期成会の通常総会に出た後、令和5年度九州国道協会の通常総会が開催されます北九州の小倉に移動しまして、総会に出席をしております。

5月24日、令和5年度熊本県簡易水道協会の第1回理事会。その後、令和5年度熊本県簡易水道協会の総会、そして夜には、中央公民館大集会所で町政座談会を行っております。

5月の25日、美里町防災会議。そして午後からK A B熊本朝日放送との、学校

教育における情報活用教育に関する連携協定の締結式を行っております。その後、令和5年度第16回美里町商工会の通常総会に出席しております。

5月の26日、まちづくり公社の第2回の取締役会。そして、10時から議会運営委員会に出席をし、午後から、令和5年度緑川改修期成会の役員会。その後、同じく定期総会に出席をいたしております。

5月の29日、嘱託員・嘱託補会議、そしてその後、令和5年度熊本県浄化槽普及促進協議会の役員会を開催をし、その後、同じく総会に出席をしております。なお、この日の夜は湯の香苑の体育館で町政座談会を開催しております。

5月の30日、令和5年度管内出先機関主要事業説明会、宇城市地域振興局であります出席をしております。お昼から、美里町の文化協会の総会。そしてその後、美里町建設業協会からの要望活動を受けております。夕方、令和5年度宇土法人会の砥用支部の会員会議に出席をいたしております。

6月の1日、令和5年度全国簡易水道協議会の第1回理事会が、新潟市で開催されましたので出席をしております。その理事会の後、全国簡易水道大会、そしてその後、全国簡易水道協議会の通常総会にそれぞれ出席をしております。

帰りまして、6月の2日、令和5年度熊本県治水砂防協会の通常総会、その後、治水砂防協会の講演会に出席をしております。

6月の3日、第52回中学生女子バレーボール美里大会に出席をし、その後、第42回宇城地区高等学校野球美里大会に出席をしております。その後、令和5年度ひびきの森大学の開講式に出席をしております。

そして昨日、6月の5日になりますが、美里町社会福祉協議会の理事会に出席をしております。

以上で、私からの行政報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） 皆様、おはようございます。システムの同期をお願いいたします。美里監第59号の公文でございます。読み上げます。

美里監第59号 令和5年3月28日

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

地方自治法第235条の2第1項により、令和5年2月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。計算表は別紙のとおり。

2、検査の時期。令和5年3月28日火曜日。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次ページから、例月現金出納検査調書の表紙でございます。その次のページが、令和4年度2月分の出納計算書となっております。次のページが基金積立金調書となっております。2月末現在です。次に、同じく2月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。

なお、令和5年3月分の例月現金出納検査については、4月25日火曜日に大西茂監査委員と共に実施しており、4月26日付の美里監第3号の公文と調書が掲載しております。

同じく令和5年4月分の出納検査を、5月29日月曜日に、大西監査委員と共にっており、5月30日付の美里監第7号の公文と調書にて上田議長に報告いたしております。

いずれも、付されております調書の確認をお願いいたします。

それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正・不当な出納はなく、確実なものと認めたところでございます。

美里町監査委員、高田美千子。

以上で、例月現金出納検査の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

宇城広域連合議員の報告をいたします。

まずはじめに、令和5年第1回宇城広域連合議会定例会が開催をされております。

期日が令和5年3月23日木曜日、午後2時から、場所は宇城広域連合2階交流プラザであります。

参加者は、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会広域議員3名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局出席のもと、開会をされております。

議題としまして、議案第1号、宇城広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、採決の結果、全議員により、原案どおり可決をされております。

議案第2号、宇城広域連合個人情報保護審査会条例の制定について、採決の結果、全議員により、原案どおり可決をされております。

議案第3号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一

部変更について、採決の結果、全議員により、原案どおり可決をされております。

議案第4号、令和4年度宇城広域連合一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出それぞれ41億85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,280万2,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、宇城クリーンセンター費負担金、循環型社会形成推進交付金、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業債であります。

歳出では、委託料、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業設計施工管理業務委託料、工事請負費、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事費であります。これは、国の令和4年度補正予算第2号に基づく防災・減災・国土強靱化のための、5か年加速化対策に該当するため、関係市町の負担軽減を目的に、令和5年度予算計上事業を一部前倒しして要求するものであるという説明があつております。これにより、宇城市、宇土市、美里町で6,450万円の減額になるという説明があつております。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決をされております。

議案第5号、令和5年度宇城広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億680万4,000円であります。

歳入の主なものは分担金及び負担金、国庫支出金、広域連合債であります。美里町負担額として、総額4億2,434万7,000円であり、令和4年度より4,468万1,000円の増額であります。

歳出の主なものは、人件費、物件費、普通建設事業、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業45億2,649万円、消防本部北消防署旧庁舎解体工事費1億5,000万円であります。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決をされております。

議案第6号、令和5年度宇城広域連合、宇城ふるさと市町村圏基金特別会計について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、利子及び配当金であります。歳出の主なものは結婚活動支援事業であります。採決の結果、全議員により原案どおり可決をされております。

次に、宇城広域連合議会議員研修会がありましたので、その報告をいたします。

期日が、令和5年4月19日水曜日から20日木曜日の2日間であります。

視察場所は、福岡県福岡市、福岡市消防局中央消防署及び福岡市民防災センターでありました。参加者は、宇城市議会議員の広域議員が4名、宇土市市議会の広域議員が2名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合消防本部総務課長、総務課長補佐出席で、10名の参加者で視察をしております。

視察先では、福岡市消防局は、福岡市民約160万人の生命・身体・財産を火災などの災害から守るため、1,091名の消防署員を1消防本部、7消防署、23出張所に配置をされている説明があっております。また、特殊災害対応車両、総務省消防庁無償貸与車両8車両の視察と、機動救助隊「ハイパーレスキューFUKUOKA」の説明を受けております。

2日目に、福岡市民防災センターを視察しております。福岡市早良区百道浜にあり、地震体験や煙の体験など、いろいろな災害の模擬体験を通して、もしもの時の防災に関する知識や対処方法などを身に付けてもらう施設でありました。体験内容では、VR防災体験、火災・地震・風水害の3つの体験ができ、この装置は、京都アニメーション放火殺人事件の被害に遭われた遺族の方が寄贈されたということの説明があっております。

次に、煙からの避難の体験、消火体験、地震体験をし、もしもの時の防災に向ける対処方法などを学んだことでありました。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。8番、福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。議会活性化特別委員会を開きましたので、その報告をいたします。

3月定例会後に2回実施をしております。もう一つは、それにボランティア活動も1回行っておりますので、その報告をいたします。

令和5年第4回活性化特別委員会は、令和5年の4月7日に実施をしております。議会からは委員全員、事務局から立道事務局長、野田主事に参加をいただいております。

議事といたしまして、議会活性化の取り組みということで、その中の議会基本条例の検討を行いました。一応条例は、皆さんで検討してできておりますけれども、地方自治法令・判例と自治体関連の中心に実務書籍を出版している株式会社ぎょうせいに、この基本条例の案を見てもらいまして検討をしてもらいました。

その結果について協議を行ったところであります。また、その協議の結果で、修正も行っております。

次に、基本条例に基づく要項の検討も行いまして、その検討と修正も行っております。

次に、第5回議会活性化特別委員会を4月の27日に開催をしております。このときは、上田議長も参加をいただいております。議会活性化の取り組みといたしま

して、基本条例案の検討ということにしましたけれども、条例案はでき上っております。パブリックコメントをするに当たって、解説を付けたことがよかろうということで、その解説を作りましたので、その解説について検討を行い、また、修正も行ったところであります。

次に、基本条例のその解説もでき上りましたので、パブリックコメントをやるということで、5月の11日から5月の31日までの21日間、意見公募を行ったところであります。この意見公募する前に、嘱託員に資料を配付して見ていただいて、地区の住民の方への周知もお願いしたところであります。

続きまして、議会活性化の一環といたしまして、議会のボランティア活動を行っております。これは4年度から通算しますと3回目になります。5月の18日行っております。議長を含む9人で、吉住委員が欠席をされております。実施内容といたしまして、霊台橋付近のごみ拾いを行いました。2班に分かれて霊台橋付近の国道218号線沿いのごみを拾ったところであります。これは2班に分けましたけれども、1班はJA砥用支所のガソリンスタンドから霊台橋まで、2班は霊台橋から畝野のトンネルの手前までのごみを拾ったところであります。ちょうど作業をしたときは、国道でもありますし、通勤時間と重なっております、相当車両の通行が多く、心配したところでありましたけれども、十分に注意して実施をしたところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第42号から議案第50号及び報告第1号から報告第2号並びに同意第5号から同意第15号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、システムの同期をお願いいたします。資料は①表紙、会議予定表、議事予定表の3ページになります。読み上げます。

報告第1号 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について

議案第42号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第 4 5 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 6 号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 7 号 令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 8 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 9 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

報告第 2 号 令和 4 年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 5 0 号 下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について

同意第 5 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、次のページです。

同意第 1 4 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同一案件となっております。最後に、

同意第 1 5 号 美里町副町長の選任につき同意を求めることについて
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分 1 件、条例 5 件、補正予算 3 件、その他 1 3 件の 2 2 件でございます。

はじめに、報告第 1 号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告につきましては、美里町が行うマイナポイントサポート業務により、申込者である相手方以外の者にマイナポイントが誤って付与されたことに対し、相手方のマイナポイント損失分を損害賠償金として支払うため、専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

次に、議案第 4 2 号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付サービス導入に伴い、マイナンバーカードの利用促進及び窓口業務の軽減を図るため、コンビニ交付に係る手数料を改めて規定するものでございます。

続きまして、議案第 4 3 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に

つきましては、国の財政支援の取扱い方針の決定に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第44号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県の補助金交付要領の一部改正に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第45号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第46号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第47号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主に4月の人事異動に伴う人件費の増減のほか、電力・ガス・食料品等の価格高騰により苦しい生活を強いられている低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円を支給する給付金事業などの経費に、所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,654万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億753万8,000円とするものでございます。

次に、議案第48号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）及び議案第49号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、掛金の変更に伴う市町村職員共済組合負担金の増額や、4月の人事異動に伴う人件費の増額など、所要の補正を行うものでございます。

続きまして、報告第2号、令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

次に、議案第50号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和5年度から令和9年度までの下福良・山出辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、議会の議決を得るものでございます。

次に、同意第5号から同意第14号までの、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の規定により、新たな委員の任命につきまして議会の同意を得るものでございます。

続きまして、同意第15号、美里町副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、現吉住副町長の任期が令和5年6月30日で満了することに伴い、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明を

いたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。
まして、提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第6 報告第1号 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）
の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第6、報告第1号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告についての報告を求めます。松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） 報告第1号についてご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

報告第1号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

本報告につきましては、損害賠償の額を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますが、その額が100万円以下のため、地方自治法第180条第1項の規定及び平成23年に議決されました議会の委任による町長の専決処分事項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

専決第4号、専決処分書。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年5月18日 美里町長 上田泰弘

町の義務に属する損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

1、損害賠償の相手方 美里町在住の個人の方でございます。

2、損害賠償の額 1万6,000円

3、損害賠償の概要 （1）発生日 令和5年2月6日、（2）発生場所 美里町役場砥用庁舎、（3）概要 美里町が行うマイナポイントサポート業務により、申込者である相手方以外の者にマイナポイントが誤って付与されたことに対し、相手方のマイナポイント損失分を損害賠償金として支払うものでございます。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第1号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償

償の額を定めること)の報告についての報告を終わります。

—————○—————

日程第7 議案第42号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田 孝君) 日程第7、議案第42号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永住民生活課長。

○住民生活課長(松永栄作君) 議案第42号について、ご説明申し上げます。ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。

議案第42号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

美里町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付サービス導入に伴い、マイナンバーカードの利用促進及び窓口業務の軽減を図るため、所要の改正を行いたいのので提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、詳細につきましては、資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

別添の議案第42号資料、美里町手数料条例新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となります。

まず、改正前の事項欄で、「住民票及び戸籍の附票の全部又は個人事項証明」とありますが、「住民票」と「戸籍の附票」が同じ項であったものを、改正後のとおり、「戸籍の附票」についての項と「住民票」についての項の二つの項に分け、併せて事項欄の内容をわかりやすいものに改めております。また、住民票の写しの交付の手数料は、改正後の摘要欄のとおり、通常「300円」であるものを、コンビニ交付の場合は「200円」としております。

次のページをご覧ください。上から2番目の枠でございますが、改正前の住民票及び戸籍の附票に記載した事項に関する証明の項におきましては、改正後の事項欄のように、戸籍の附票についての記載を削り、手数料につきましては、改正後の摘要欄のとおり、通常300円であるものをコンビニ交付の場合は200円としております。

次に、上から4番目と6番目の枠の印鑑証明の項と租税公課に関する証明の項におきましても、手数料につきましては、改正後の摘要欄のとおり、通常300円であるものをコンビニ交付の場合は200円としております。

再度、美里町手数料条例の一部を改正する条例をご覧ください。2ページ目の附

則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第42号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第42号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時15分とします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第8 議案第43号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第43号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。議案第43号について、ご説明いたします。

議案第43号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
美里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の財政支援の取扱い方針の決定に伴う新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の実施について、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第43号資料によりご説明いたします。

美里町介護保険条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。今回の改正内容は、令和5年2月10日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により、令和5年度特別調整交付金の交付対象に、過去の財政支援の対象となった第1号保険料の取扱いが示されたことから、所要の改正を行うものでございます。

附則、第5条中「除く」の次に、「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えております。

想定されます事例としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を受けておられた65歳以上の第1号被保険者の方が、令和5年3月末に他市町村から美里町へ転入された場合、転入月の介護保険料は普通徴収により美里町へ納めていただくこととなりますので、その際に、令和5年4月1日以降に納期限を定めた場合などがございます。

再度、議案第43号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用するとしております。

以上で、議案第43号について、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第43号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第43号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第44号 美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上田 孝君) 日程第9、議案第44号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長(谷口信也君) システムの同期をお願いいたします。議案第44号について、ご説明いたします。

議案第44号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部を改正する要領が、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第44号資料により説明いたします。

美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、第2条第5号の一部負担金につきまして、改正前の列举されております各法令に基づく公費負担医療を含むほかの法令等により、国又は地方公共団体の負担により給付される、いわゆる公費負担医療にも適用が開始されたことによるものでございます。

再度、議案第44号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

附則でございます。

(施行期日) 第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置) 第2項、改正後の美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例

の規定は、令和５年４月１日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療にかかる医療費については、なお従前の例によるといたしております。

以上で、議案第４４号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４４号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第４４号、美里町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第４５号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第１０、議案第４５号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。議案第４５号について、ご説明いたします。

議案第４５号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第45号資料により説明いたします。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、関係する内閣府令の改正が行われ、保育所・保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったこと、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」と申し上げます）が、基準府令等に合わせるものでございます。

まず、第6条第2項につきましては、「子どもの数」を「子ども」に改めますのは、続く後続の部分が総数であり、「子どもの数の総数」ではなく「子どもの総数」にするためであり、基準府令の改正に合わせたものでございます。

第7条第2項につきましては、「法附則第73条第1項」を「法第73条第1項」に改めますのは、引用する児童福祉法が本則と附則の通し条の構成であり、該当の条を特定できるためでございます。また、「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える改正は、現行の基準府令に合わせたものでございます。

2ページになります。第8条につきましては、接続詞の整備と保育必要量が子ども・子育て支援法において条文中の括弧書で定義をした上で用いられるために整備したものでございます。

第15条第1項第3号につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による学校教育法の改正で、同法第25条には、第2項及び第3項が新設されたことによるもので、第4号につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、「厚生労働大臣が定める指針」が、「内閣総理大臣が定める指針」に改めたことによるものでございます。

2ページから3ページになります。3ページですが、第20条第1項第4号につきましては、文章の構造的に、「何の提供を行わない日」なのかを明示するのかを正確にするためでございます。

次の、第35条第2項及び第36条第2項につきましては、第6条第2項と同じく、続く後続の部分が総数であり、「子どもの数」の総数ではなく、「子ども」の

総数にするためであり、基準府令に合わせたものでございます。

これと同様に、3ページから4ページにございますが、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改めております。

4ページの第48条の見出しを含む改正につきましては、基準府令の改正に合わせたものでございます。

4ページから5ページの第51条第2項と、第52条第2項につきましては、先ほどご説明しました第35条第2項及び第36条第2項と同じ改正内容でございます。

再度、議案第45号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第45号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第45号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第46号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第46号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。議案第46号について、ご説明いたします。

議案第46号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案第46号資料により説明いたします。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、こども家庭庁の設置に伴い、家庭的保育事業等の主務大臣が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたことによるものでございます。

第25条中の、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」へ改めております。

再度、議案第46号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしてしております。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４６号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第４６号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第４７号 令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）

日程第１３ 議案第４８号 令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）

日程第１４ 議案第４９号 令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（上田 孝君） 日程第１２、議案第４７号、令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）から日程第１４、議案第４９号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）までの３案件については、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第１２、議案第４７号から日程第１４、議案第４９号までの３案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１２、議案第４７号から日程第１４、議案第４９号までの３案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことと決定しました。

それでは、議案第４７号から議案第４９号までを一括して議題とします。

まず、議案第４７号、令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、議案第４７号、令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）につきましては、システムの令和５年度第２回定例会フォルダー内の⑫議案第４７号、令和５年度美里町一般会計補正予算書（第３号）をご覧くださいと思います。

それでは、議案第４７号につきましてご説明申し上げます。

議案第４７号、令和５年度美里町一般会計補正予算書（第３号）の１ページをお

開き願います。

議案第47号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度美里町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,654万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億753万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2歳入でございます。まず、一番上の枠でございます。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想推進交付金664万3,000円につきましては、推進交付事業の窓口ナビシステム及びeスポーツ事業が追加されたため増額するものでございます。

その下の、目の2民生費国庫補助金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金（低所得世帯支援分）5,082万1,000円につきましては、価格高騰により苦しい生活を強いられている低所得世帯を対象とした給付金事業の事業費補助金でございます。

次に、その下の目の4、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（空き家再生推進等）368万2,000円と、次の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の空き家活用促進モデル事業補助金184万1,000円につきましては、移住者向けのお試し住宅として整備する事業費に対する補助金でございます。補助率につきましては、国庫補助金が2分の1、県補助金が4分の1でございます。

次に、その下の目の2民生費県補助金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（県独自分）と、その下の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（県独自分）につきましては、県補助金におきまして事務費分を給付事業費に含めて補助されるため、給付事業費補助金に組み替えるものでございます。

次に、3つ目の枠の款の17寄附金、項の1寄附金、目の3教育費寄附金の教育費寄附金（学校教育）100万円につきましては、本年度も株式会社ベルネット様から各小・中学校の特色ある学校づくりのためにと寄附をいただいたものでございます。

次に、4つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金830万円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整のために繰り戻すものでございます。また、その下のふるさと応援基金繰入金208万6,000円の減額につきましては、先にご説明いたしましたデジタル田園都市国家構想推進交付金の追加採択を受けましたので、eスポーツ事業の財源をふるさと応援基金から推進交付金に組み替えるものでございます。

次のページをお開き願います。

款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入のコミュニティ助成事業助成金250万円につきましては、コミュニティ助成事業が2地区分採択されたため、今回1地区分を増額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

3の歳出でございます。歳出におきましては、各科目におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれ行っております。

まず、2つ目の枠をお願いいたします。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の12委託料の、上から二つ目の総合事務支援システム導入委託料1,846万6,000円につきましては、当初予算でご承認いただきましたグループウェアや文書管理及び庶務事務・電子決裁システムなどの導入経費につきまして、それぞれ予算計上いたしておりましたが、新年度に入り、既に導入されている先進地の自治体や業者から聞き取りを行う中で、一体的に導入したほうが運営上も経費的にも有効であることが判明しましたので、それぞれ計上いたしました予算を減額し、新たに総合事務支援システム導入委託料に一本化するものでございます。

次に、その下の窓口ナビシステム導入委託料863万7,000円につきましては、こちらもDX関連の予算で、来庁された住民の方の手続き・要件に応じまして、必要事項を聞き取りながら、関連する手続きをスムーズに案内するものでございます。

次のページをお開き願います。

節の10需用費のお試し住宅修繕料（空き家再生等推進事業）736万4,000円につきましては、町が町内の空き家を借り上げ、整備を行い、移住者向けのお試し住宅として活用し、移住・定住の促進を図るものでございます。

次に、節の12委託料の、美里町地域おこし協力隊サポート事業委託料146万5,000円につきましては、地域おこし協力隊の任期終了後に向けたキャリア形成をサポートする事業でございます。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじを財源として、

地域のコミュニティ活動に必要な設備等に対する補助を行うもので、本年度2地区の交付決定を受けましたので、新たに1地区分を増加するものでございます。

11ページをお開き願います。

2段目の、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の9子育て世帯等臨時特別支援事業費（住民税非課税世帯等分）の節の22償還金、利子及び割引料2,458万8,000円につきましては、令和5年度事業の実績による返還金でございます。

次に、3段目の目の10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費__低所得世帯支援分の節の12委託料の臨時特別給付金システム改修業務委託料110万9,000円と、その下の節の19扶助費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯分）4,800万円につきましては、物価の価格高騰により苦しい生活を強いられている低所得世帯を対象に、一世帯当たり3万円を給付し支援するためのシステム改修費及び給付金でございます。

12ページをお開き願います。

二つ目の枠の、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の7水道施設整備費の節の18負担金、補助及び交付金の簡易水道施設整備補助金300万円につきましては、甲佐平・中岳地区が行います整備事業に対し、事業費の7割を補助するものでございます。

次に、節の27繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金2,251万9,000円につきましては、主に機構改革に伴う人件費を一般会計から特別会計へ組み替えるものでございます。

次に、三つ目の枠の、款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費の節の18負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金（清掃施設費）5,799万3,000円の減額につきましては、現在、宇城広域連合が実施しております宇城クリーンセンター建設工事事業に係る令和4年度宇城広域連合予算（令和5年度繰越予算になっておりますが）の国庫補助金の採択を受けましたので、重複して計上してありました令和5年度の宇城広域連合予算の減額に伴い、構成市町の負担金が減額されるものでございます。

15ページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、節の18負担金、補助及び交付金の美里町特色ある教育推進事業交付金（教育費寄附金充当分）100万円につきましては、こちらも株式会社ベルネット様から、各小・中学校の特色ある学校づくりのために寄附をいただきましたので、各学校へ20万円を交付し、学校長の裁量により用途を定めて活用していただくものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

次に、議案第48号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）及び議案第49号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、続けて内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの同期をお願いいたします。議案第48号について、ご説明申し上げます。

議案第48号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億607万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として1万9,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費、節の共済費1万9,000円につきましては、4月からの職員の共済負担金の率が上がったことに伴う補正でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

続きまして、議案第49号をご説明いたします。

失礼しました。システムの同期をお願いいたします。議案第49号について、ご説明申し上げます。

議案第49号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,316万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の財源とし、2,251万9,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費の一般管理費、節の2給料、3職員手当、4共済費につきましては、機構改革及び4月の人事異動に伴う給料等の人件費、合計1,551万9,000円を計上しております。

その下の枠、節14の工事請負費700万円につきましては、町道内園小崎線の配水管布設替工事において、当初予算では概算見込額として650万円を計上しておりましたが、詳細設計をしたところ、労務費及び材料費等の高騰により不足額が生じたため、700万円を増額計上しております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第48号及び議案第49号の内容説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を午後1時0分とします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、今回は3項目質問をいたします。

1点目は、教員不足対策について、2点目が学校部活動の地域移行について、3点目が介護保険見直しについて、以上3点、お尋ねをいたします。

まず、教員不足対策ですけれども、文科省の調査が2021年4月に行われておりまして、全国的には2,558人が計画通りに配置されていないという報道がさ

れております。熊本県教委におかれましても、2022年の5月1日時点で97人が計画通り配置されていない、熊本市においては34人と。こういった報道がされております。

その理由といたしましては、臨時採用講師の枯渇ということで、大量退職に伴い採用数が増え、これまで育児休業とか病休などによる教職者の代替要員となっておりました臨時採用、臨採が正規採用されて確保が難しくなると、こういったことが言われているわけでございます。

本町において、文科省の調査にどう答えられているのかですね、それを踏まえまして本町の実態をお尋ねをいたします。

○教育長（宮寄幸仁君） お答えいたします。

令和4年1月に公表されました教師不足に関する調査につきましては、令和3年度の始業日時点及び5月1日時点において、全国の68の都道府県及び指定都市教育委員会等を対象に実施されております。

5月1日時点の教師不足数及び不足率は、小学校で979人、0.26%、中学校で722人、0.33%、高校159人、0.10%、特別支援学校で205人、0.26%となっております。

熊本市を除く熊本県では、小学校36人、0.88%、中学校42人、1.77%、高校11人、0.46%、特別支援学校39人、3.52%と、計128人となっております。特に、中学校・特別支援学校については、全国ワースト1位という不足率になっているところです。

なお、参考までに、令和4年の5月1日時点の熊本県の調査では、不足数は、小学校が29人、中学校が30人、高校が10人、特別支援学校28人の計97人と、若干改善が見られているところです。

美里町におきましては、教師の不足等の事例はございません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） そういう、全国の調査、県の調査、今教育長が言われたとおりで、本町はないということでちょっと安心しましたけれども、全国的には、そういう教員不足の結果、校長とか教頭が学級担任を兼務したり、あるいは専門外の教員が授業を受け持ったりせざるを得ない深刻な事態になっていると、こういうことでございます。また、熊本市内の中学校、昨年度、家庭科教員のうち、非常勤講師が正規採用されて他校に赴任をしたので、代わりの非常勤が見つからないということで、一人の教員が対面とオンラインで2クラスを同時に教えるハイブリッド授業というふうに呼ばれるそうですが、急場をしのいだという、こういう報道がされてお

ります。また、オンライン側には補助教員が付いておりましたけれども、授業を行う教員には生徒の反応がわからず、教室を行ったり来たりして実技指導をするなど、新たな負担が生じたと、このように言われているところでございます。

それで、この教員不足の原因につきまして、幾つか挙げられておりますが、教員不足の背景にあるのが、教職の不人気ということで、大学の教育学部に行く学生が非常に減ってると、こういったことも言われております。また、多忙な教育現場がブラック職場ということで言われて問題視されているということで、昨年の夏の教員採用試験では、熊本市が独自採用を始めた、というふうに聞いております。政令市移行後初めて、県・熊本市とも平均志願率が3倍を下回ったと。それで、採用試験で落ちる人が減り、臨採の供給源自体が非常に小さくなっていると、このように聞いてるところであります。

県教委におきましては、熊本市教委とも昨年度から採用試験を県外でも実施をするようにしていると。教員不足に対応する一つの措置であります。また、研修充実のために教員採用・育成班というものを県教委の中に新設して対応をしているということでございます。また、熊本市教委におきましては、教員の仕事に関心のある学生を雇い、教員のアシスタントとして働いてもらう、そういう試みを始めていると、そういうことでございます。

また、給食費の公会計化や留守番電話の設置、勤務時間を管理するシステムの導入など、労働環境の改善を図っていると。給食費の公会計化や留守番電話の設置、そういうことをやってるということですが、専科教員が置けなくなったり、管理職の兼務という例は、本町においてははないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 先ほどの全国の調査結果におきましては、小学校において、本来担任ではない職務の先生が、学級担任を代替しているケースが474件ございました。主なものは、指導体制の充実のために配置を予定していた教員、少人数指導等の教員が143件、主幹教諭や指導教諭、教務主任が205件となっております。このうち、管理職が代替するケースが53件となっているところです。

本町におきましては、学級担任の代替をしているケースはございませんが、砥用小・中央小におきましては、担任を持たない教務主任が理科を受け持つという実例がございます。また、中学校では、学級担任の代替はございませんが、当該教科の教員がいない場合は、免許外教科担任の許可を得て対応ができているということになっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 県・熊本市と違って、本町では不足はほとんどないというな先ほどのお話でございますが、一般論としてお尋ねいたしますが、教員不足の根本的原因というのは、教育長としてどう見ておられるかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 実態調査に伴うアンケートがございまして、その中で、要因として、産休・育休取得者、病気休職者の増加、特別支援学級の増加により、必要な臨時的任用職員が増加したこと。採用数の増加に伴い、講師名簿登録者が正式採用されたことにより、名簿登録者数が減少していることが挙げられます。

また、大量採用世代が定年退職期を迎え、採用者数が増加したことも要因に挙げられております。

熊本県でも採用予定者数が、平成28年度の195人に対し、令和4年度268人と大幅に増えております。一方、志願者数は、平成28年度871人に対し、令和4年度479人と大幅に減少している状況です。これは、長時間労働や部活動顧問の業務負担、保護者対応など、勤務環境に関する諸課題を回避するため、志願者が減っているものと考えられます。さらに、令和3年度から公立学校の35人学級制が導入され、5年間で全学年を35人学級とすることにより、全国で1万3,500人の教員が必要になるとの試算も出されております

ほかにもいろいろな要因があると思いますが、以上のような要因から教員不足につながっていると推察するところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。それで、いろいろ熊本市と県の対応については先ほど申したとおりなんですけど、この働き方改革をさらに進めて、教職員の負担の軽減を進めるべきだというふうに考えておりますけれども、学校現場は子どものメンタルケアとか、家庭内のネグレクトへの対応、虐待への対応、校外でのトラブルの処理まで抱え込むということで非常に教員に負担がかかってきていると、このような状況でございます。

家庭や地域で担うべき役割、教員が余裕を持って子どもに接するにはですね、どうしたらいいのか、そういった視点で、今後の対応策と働き方改革についての考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今後の対応ということで、これ熊本県の実際の事例でございますが、再任用職員を増加させるための呼びかけの強化を行っておられます。令和4年度374人、令和5年度は394人と、再任用職員が20人ほど増加しております。また、国の講師派遣事業の活用を行い、令和5年度9人を確保されたところ

です。

それと、受験者を確保するための大学訪問の回数の増加ということで、令和3年度まで2回であったものを令和4年度19回行っておられます。

それと、高校生に対する教員魅力発信講座の開催ということで、令和4年度4回行っておられます。

また、教師の魅力を伝える動画のホームページ掲載数の増加ということで、令和3年度12本であったものを令和4年度33本掲載をされておられます。

それと、ペーパーティーチャー講習会の実施ということで、令和4年度4回これを開催され、約200人が受講されているところです。

今後の対応としまして、県の教育委員会の中、学校人事課に令和5年度から、教員採用育成班を配置されました。この中で、教員採用選考考査の改善を含めた教員不足対策及び研修の充実を総合的かつ重点的に進めるということになっております。

また、新規採用者を増やす取り組みとしまして、臨採や教職経験者を対象とした免許制度の拡大、採用選考考査の周知・広報の充実、これは広報や大学訪問の強化をするということです。より若い世代へ、教員の魅力発信。SNSの効果的な活用を図りながら、教員の魅力を発信していくということです。

それと、教員免許保有者の掘り起こしということで、ペーパーティーチャー講習会の継続の開催、任用前の研修会の実施を考えておられます。

それと、U・I・Jターン者向けの講習会の実施も計画を成されているところです。

また、働き方改革についてですが、令和4年度の教員勤務実態調査結果によりますと、公立学校教員の1日の平均勤務時間は、小学校で10時間45分、中学校で10時間1分と、平成28年度の調査より短くはなっておりますが、残業時間の上限であります月45時間を超える教諭は、小学校で64.5%、中学校で77.1%となっている状況です。

このような状況を受け、文部科学省から質の高い教員を確保するための総合的な方策の検討を中央教育審議会に諮問がなされました。今後、残業代の代わりに支給されております教職調整額のあり方や、職務に応じた手当の創設、勤務間インターバルの導入、支援スタッフの拡充など、待遇改善と教育環境の整備を進める論議がなされることとなりました。

町の教育委員会といたしましても、学校と緊密な連携を取りながら、いろんな意味で先生方の負担軽減を図り、明るく元気に働いていただいて、子どもたちの健やかな成長と保護者も安心できる環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 大体わかりました。ちょっと関連でお尋ねいたしますが、去年の春、文科省がですね、全国の教育委員会に対しまして、教員の普通免許を持たない人にも例外的に利用できる臨時免許を適切に交付し、必要な研修を実施するよという通知を出しておりますが、逆に言うと、足らんからどんどん臨時免許を出して教員にしますよといった場合にですね、この教職のいわゆる質の低下というかですね、そういうことを懸念、素人から考えてもそういうふうになりはしないかと心配しますけど、その辺りのお考えがあったらお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 昨年度もペーパーティーチャーの講習会であったり、いろんな方に教職になっていただくための方策が練られております。これにつきましては、量の確保ということでありますけれども、教師の質の確保、これについてもいろいろな研修会を行いながらやっていくということで、文科省もですけど、県も町も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 大体、教員不足についての考えはわかりました。

続きまして、この2番目の、学校部活動の地域移行の問題も、いろいろ密接に教員不足に関連してまいります。そういう観点からですね、また、学校部活動の地域移行について、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、今年の5月の11日の熊日の社説ですけれども、「学校部活動の地域移行について、部活動改革、本年度から3年間の改革推進期間に入る」というなことで書かれております。今まで同僚議員も、私を含めて何度かこの部活動の地域移行についてはお尋ねをしてきたところではありますが、いよいよこの3年間を改革推進期間にしてですね、3年後には本格的にこの地域に移行してきますよという時期に来ておりますので、改めて幾つかお尋ねをしたいと思っております。

熊日が4月・5月にアンケート調査をいたしましたところ、自治体の30が地域移行に賛成と、44の自治体が指導者の確保が課題だというふうに挙げております。整備すべき課題が非常にまだ地域移行に関しては多いと、このようになっているわけでございます。

県の地域移行に関する推進計画というのができているようではありますが、この県においては、人材バンク、退職教員向けの人材バンクですね、それから指導者向けの研修等やって、地域移行に備えていこうということのようですが、県教委内に

総括コーディネーターを配置をしたと、このように聞いています。その総括コーディネーターは地域団体や中学校との連携を図ることが仕事ですと、こういうことでございます。

スポーツ庁においても、部活動の改革ということで、将来的にはこの平日を含めて地域移行を目指すんだという考えが出されておまして、少子化・教員の負担軽減が目的だと、こういうことで言われております。

部活は、重要な指導の場と、要するに教育の一環であって重要な指導の場であると捉える教員も非常に多いということでございます。

指導者の確保のほかにも、保護者の費用負担の問題でありますとか、後でちょっと関連してきますので若干述べますが、練習場所への交通手段、バスで行くのか自家用で行くのかですね。そういった交通手段の問題、また、練習場所そのものの確保の問題等いろいろ課題があるということでは言われているわけでございます。

また、三つの自治体においては地域移行に反対ということで答えておりますし、12の団体においてはわからないと、どちらがいいかわからないというのが12ということですね、アンケートに答えているところでございます。

そこで、幾つかお尋ねいたします。

まず、部活動改革の改革推進期間における3年間の、町としての計画ですね。これどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 中学校部活動の地域移行につきましては、昨年12月にスポーツ庁及び文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインが示されております。その中で、本年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と定め、地域の実情に合わせて、まずは休日の部活動から地域移行を進めるとなっております。

また、今年4月に熊本県教育委員会から、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画が示されました。この中で、基本方針としまして、中学校における休日の部活動を地域移行すると、生徒の発育・発達に応じた地域スポーツ活動を行う、指導者の確保と資質向上を図るという3点が示されております。

そして、今後の進め方として、国と同じく本年度からの3年間を改革推進期間と位置づけ、まずは休日のスポーツ環境の構築・推進を基本とし、休日の運動部活動の環境整備が整ったものから順次地域移行をしていくとなっております。

本町におきましては、昨年12月と今年の3月に、中学校部活動地域移行についての検討会を開き、議会やスポーツ協会、スポーツ推進委員、中学校長、中学区PTA、スポーツ団体、種目協会、文化協会等の方々に部活動の現状や国のガイドラ

インの概要、今後の部活動のあり方等についての説明や情報交換を行ってきたところです。

また、今回の運動部活動の地域移行により、保護者から「部活動がなくなるのでは」と不安視する声も聞かれたことから、昨年12月、保護者へ部活動の地域移行についての概要説明を行い、周知を図っております。また、本年度のPTA総会においても、町内の小・中学校の保護者に対し、説明を行ってまいりました。

今後の町での進め方としましては、県の推進計画に沿って、休日の部活動を段階的に地域移行していくために、本年度中に検討組織を設置し、ニーズや課題の把握、スケジュールの構築を行いながら、町の推進計画を策定し、本町の実情に応じた部活動の地域移行に取り組んでまいりたいと考えております。

本年度から、中学校部活動地域移行コーディネーターを兼務でございますが、配置をいたしまして、この方を中心に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） そこで、地域格差についてお尋ねいたしますが、県内におきましても、人口の多い・少ない、あるいは交通機関の充実をしている・していない、でですね、自治体によって大きな格差が出ているというふうに言われております。小規模自治体においては、まとめる人材が見つからないと、あるいは公共交通機関がない、なくて保護者の送迎が大変と、そういう声が出ているところでございます。

そういうことで、八代市におきましても、八代市は10万以上抱える人口の多い市であります、合併をしております、中心部と9町の山間部でかなりの抱える課題が違うと、多いと、このように言われているところでございます。

そういうことで、本町においても、この地域移行に当たりまして、町内における地域格差、こういったものはどう対応していくのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 地域移行に伴いまして、都市部と本町では地域の格差は生じていくと認識しております。今、話にもありましたように、例えば、練習場所への送迎の問題や専門的な指導者の確保など、生徒や保護者の要望に適切に応えきれない課題もあるように思われます。

本町では近年、生徒数の減少から、単独校での部活動での編成が困難となり、サッカーとバレーボール、二つの部活動を合同で行っております。平日の部活動の練習にはスクールバスを利用し、スクールバスで移動して中央中学校で合同練習を行っております。休日も、土曜日は一部スクールバスを利用しますが、それ以外は保

護者に送迎を委ねているのが現状となっております。

また、指導者についても、指導力とともに、教育的な観点から育成できることや、平日と休日の指導の一貫性を図るなどの課題も考えられます。

今後、これらの送迎の手段や指導者の確保、資質向上を含め、検討組織において生徒や保護者の意見、ニーズを取りまとめ、協議・検討していきたいと思っております。

これまでできておったものが地域移行することでできなくなる、負担が増加していくので部活、スポーツに取り組めないということがないような形で進めてまいりたいと思っているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 非常に、地域格差については対応をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、費用負担の問題でお尋ねいたします。

これまで、教職員が事実上ボランティアで担ってきたわけですが、地域移行した場合に、クラブチームによっては部活動の数倍の費用がかかるというふうに言われております。アンケート調査でも、保護者の費用負担、40の自治体が課題だというふうに掲げておるところでございます。また、経済的に厳しい家庭の子どもがスポーツを諦めざるを得ない事態は避けなければならないと思いますけれども、この辺りの保護者の費用負担についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） これまでの部活動では、教員の献身的な働きによって支えられ、指導料については保護者の費用負担はございませんでしたが、今後、地域移行を進める場合、地域や競技団体の指導者に対し、相応の対価を支払わなければならない可能性もあると思われます。また、けが等に対応する保険料や施設の使用料等の負担増も考えられます。

地域移行が進んだ他市町村の実例も参考にしながら、保護者の経済負担が大きくならないよう、生徒や保護者、指導者、関係スポーツ団体等の理解を得ながら、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な費用負担となるよう、慎重に協議をしながら進めていく必要があると考えているところです。

いずれにしても、今後、その検討組織を立ち上げまして、その中でしっかりと協議・検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） これはトータル的に、町長にお尋ねした方がいいかもしれません

けれども、今申し上げましたように、保護者の費用負担というのが非常に予想されます。そういうことで、本当に経済的に厳しい家の子どもがスポーツを諦めざるを得ないと、こういうことだけは避けなければならないと思いますし、この活動の場が変わっても、子どもたちが体を動かすことに親しみ、活動を通して成長する原点は変わらないと思いますので、ここに書いておりますように、住んでいる地域や家庭環境などに左右されず、誰もが楽しめるような社会にするためにですね、大人が知恵を絞らないといけないと思いますけれども、町としては、この辺りの考えがあればお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 細部につきましては、後ほど教育長が答えられると思いますが、例えば、その費用があまりかからないようにするためにですね、今、役場の職員で部活動の指導に当たっている、協力しているというような職員もいます。で、今後、そういった職員をやりくりしてと言いますか、フレックスタイムを導入したり、そういったことを考えながら、部活動をもっと本格的に手伝ってもらうとかですね、あとは、そういった指導をされる方の雇用形態、それを役場で雇用するかどうか、それはここでは軽々には言えませんが、そういったことも一つの選択肢として考えながら、とにかく議員がおっしゃいますように、経済的に厳しい家庭の子どもたちがスポーツ、やりたいことを諦めるというようなことが、この美里町では起こらないような、そういった環境はつくっていかねばいけないというふうに考えるところでございます。

○6番（坂田竜義君） はい。ずっとこの一連の、令和4年からですね、ずっと熊日の記事を全部収集して、流れをつかんでおるんですけども、熊本市教育委員会のたたき台というのがですね、先日公表されました。部活動改革検討委員会、熊本市のですね。検討委員会の改革のたたき台というのが示されて、国と県は休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに移行しなさいという指導なんですけど、もちろん熊本市もそれに従うところでありますが、学校部活動を基本として、教職員と外部指導者が平日も休日も相互に連携する、教職員の負担軽減を図る、ミスマッチを防ぐ、それから人材バンクの設置、合同部活の促進、こういったものを熊本市の改革検討委員会のたたき台では示されております。国の改革は、教職員の負担軽減が主な目的ですけども、ただ部活動を重要な指導の場と捉える教員も少なくないと、先ほど申し上げたとおりであります。休日に指導する外部指導者との連携が、新たな負担になるというふうに考えている教職員もおられるということですし、市のたたき台では、地域の実情に応じて、両者が日常的に相乗りして、垣根をなくすことで、持続可能なかたちを模索しようと、こういうことのようにございます。

人材バンクを設置をして、このミスマッチを防いで、希望する協議や部活を指導したくない教職員を事前に把握すると、いろいろ教職員にもアンケートをした結果ですね、教育の一環で非常に重要だと思う人とそうでない人と、結構いろいろ意識の違いがあるようですけれども、部活動を希望する教職員へはですね、所属校に限らず、自宅近くの学校などでも指導できるように検討してると。

それから、合同部活の促進では、少子化指導者不足に対応するために、生徒数の少ない、先ほど教育長もありましたけれども、生徒数の少ない近隣校で合同チームを組んで、季節ごとに様々な競技に取り組んでいくと。総合運動部、総合文化部を設置をしてですね、取り組みをすると。

非常に、熊本市の改革のたたき台も参考にしながら、町としてもですね、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、3点目の介護保険の見直しについて、少しお尋ねをいたします。

まず、介護保険は2000年にこの制度が発足いたしまして、今年で24年目に入ると、こういう状況でございます。当初は、介護の社会化ということで言われておりましたけれども、だんだん保険料が上がったり対象となるケアが少なくなったり、逆に家庭に負担を増やすような傾向もですね、最近ではある、そのようにも思います。

そういうことで、2000年に発足いたしました介護保険が、在宅介護を担うホームヘルパーの高齢化で訪問介護サービスの存続が非常に危うくなったということと言われております。介護労働センターの2021年度の調査によりますと、ヘルパーは60歳以上が40%、シニアヘルパーが大量に引退し、若手で穴埋めができればヘルパー派遣が極めて難しいというふうに指摘をされております。

介護保険が目指した、「住み慣れた家や地域で最期まで」という理念の実現が非常に難しくなっていると。例えば、川崎市の79歳のヘルパーさんの例が出ておりました。分刻みで働いて、健康面の不安も抱えながら働くヘルパーも少なくないと。それから、三鷹市の66歳のヘルパーはですね、介護中に腰骨を骨折したと、力仕事で抱えてですね、対象者を車いすに乗せたりベッドに移動したために、腰の骨を折るような重傷を負ったと、にもかかわらずやっぱり働かざるを得ないから、回復を待って直ちに今、また働いているというような例が出ておりました。

要するに、ヘルパーさんにおいては、今まで何度か私も要望してきましたけれども、施設に比べてこのヘルパーさんの対応が非常に低いということが言われておりますし、訪問先で一人で判断して対応が必要であるということ、それから、ハラスメントを受ける心配もあるということで、非常に重労働の割に低賃金というのがで

すね、大きな問題点としてあるというふうに思います。

厚労省も人手不足を当然認識しておりまして、20年度のヘルパーの有効求人倍率は、2000年ですね、これは。制度が発足した時点の有効求人倍率が14.92倍だったということですが、現時点では人を確保できずに事業休止や倒産に追い込まれる事業者も非常に多いと。コロナの関係もあると思いますけれども、そういうことで国家賠償を求めたヘルパーの記事が出ておりましたが、生活を丸ごと支える専門的な知識が求められているのにですね、誰でもできる仕事だとされて、収入が低く抑えられているところに大きな人材不足の原因があるんですよということで訴えておられます。

そういう状況でございまして、ますます介護費用というのは膨らみ続けております。この課題を取り上げましたのは、町の介護保険料がですね、県下の町村では1位と、高いと、こういう視点から今度の見直しに当たって少しでも、町民の介護保険料補負担が少しでも低く抑えられないかという視点で、幾つかお尋ねをしているところでございますので、まず1点目の、介護保険スタートから23年、膨らみ続ける介護費用をどう賄っていくのかという点についてのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます

介護保険制度におきましては、介護費用、介護保険給付に係る費用につきまして、国・県・市町村で50%を負担し、介護保険料として65歳以上の方が23%、40歳から64歳までの方が27%を負担する仕組みとなっております。

この介護費用が膨らみますと、先ほどの負担割合に応じまして、それぞれの負担額が増加していくこととなります。介護保険がスタートしました23年前の平成12年度では、旧中央町で4億5,000万円、旧砥用町で6億6,000万円程度でございました。これと比較し、本町の令和4年度の介護費用は、18億1,000万円程度の見込みとあるため、単純な旧町合算ですと、約1.6倍程度膨らんできた状況にございます。現行の介護保険の制度上、この介護費用が膨らみますと、それに見合う公費と保険料で負担していくことが避けられない現状がございます。

町としましては、国・県の介護保険低所得者保険料軽減負担金を活用した低所得者の介護保険料の軽減対策を引き続き実施してまいります。

また、介護費用の増大は、それに見合う一般会計の法定負担分12.5%の繰出金が増加しますので、介護保険財政自体とともに大きな影響を与えますことから、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されるよう、介護給付費適正化事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 少子高齢化が進みまして、このままでは制度を安定的に持続させることは非常に難しくなるというふうに言われておりますし、高齢者にも十分の負担を求めること自体はやむを得ないかなと思いますけれども、ただ、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度においても、一定の所得がある人の窓口負担が昨年10月に引き上げられました。また、さらに保険料の引き上げも検討されております。

足元の物価高騰もいつ収まるかわからない、日々の暮らしを過度に圧迫しないよう高齢者の生活自体を十分に把握して、負担の求め方についても慎重に見極めていただきたいと、このように思います。

そういうことで、今若干お答えもありましたけれども、県内でも上位の保険料をどう抑制していくのかについてですね、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 介護保険特別会計の介護費用には、保険給付費と地域支援事業費があり、その大半を占めるのは保険給付費でございます。最近の推移であります。令和2年度がピークとなっており、令和3年度から減少に転じ、令和4年度はさらに減少する見込みでございます。このため、介護給付費基金の積立も増えてきている状況であります。

今後、大幅な介護費用の増加がなければ、次期計画の介護保険料の算定においては、介護給付費基金からの繰入ができますので、介護保険料を現状よりも抑制することができるのではないかと考えているところでございます。とは言え、基金は継続的な財源にはなり得ません。今後は、介護給付費の総費用に係るサービス種類ごとの費用内訳を分析し、その上で、何をどう抑制していくのかなど、根本的な検証が大事だと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） いい方向にいったるようには聞こえましたけれども、ぜひ負担の軽減がされますように、お願いしたいと思います。

3点目の後期高齢者の窓口負担増、物価高騰による生活苦、高齢者にどう対応するのかということで、先ほども言いましたように、非常に後期高齢者に対してはですね、窓口負担が増え、さらに保険料も増えるという状況の中で、この介護保険についてもですね、新たな負担が出てくるということで、非常に後期高齢者に負担が増してくるんじゃないかというふうに非常に心配をいたしております。

そういうことで、この3点目については、後期高齢者の窓口負担、物価高騰によ

る生活苦、高齢者にどう対応するのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度におきます医療費の窓口負担につきましては、議員おっしゃいましたように、令和4年9月30日までは、現役並み所得の3割窓口負担以外は1割の窓口負担となっておりました。団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれ、約4割を支える現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために、令和4年10月1日から一定以上所得のある方は、2割の窓口負担とされております。併せまして、コロナ禍における光熱水費や食料品等の物価高騰により、特に低所得者の高齢者の皆様の生活へ与える影響は大きなものと認識しております。

このような状況の中、後期高齢者医療では、2割の外来窓口負担に対しまして、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置がなされております。また、コロナ禍の令和3年度・4年度におきましては、国の緊急経済対策により、住民税非課税世帯等への経済的支援として臨時福祉給付金を支給した経緯があり、本年度も今回の一般会計補正予算案（第3号）に、住民税非課税世帯等に対し、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を活用する形で、一律3万円の支給を予定しております。

なお、これらは臨時的な措置でありまして、継続的に実施される保証もございませんので、諸制度の軽減措置や、これらを受給されてもなお生活に困窮される方につきましては、ためらわず、町福祉課か御船町にはございますが、県の機関である上益城福祉事務所へ生活保護等を含めご相談いただくことをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。

続いて、介護の担い手不足についてお尋ねをいたしますが、60歳以上のヘルパーが仕事を続けられるのは、あと、現実的には5年か10年だろうというふうに言われております。若手がない状態で引退したら、多くの人が介護を受けられなくなると、こういうことでございます。介護保険が始まって23年、ヘルパーの待遇を改善する対策がなかなか取れてこられなかったという結果が今の状況になっているというふうに思っております。

他の業種に人材が流れないように、時給を大きく上げるとかですね、抜本的な対

策を取らないと、なかなか難しいかなと、このように思いますが、介護の担い手不足にどう対応するのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

介護の担い手、介護人材不足につきましては、介護保険制度を維持していく上で、深刻な課題であると認識をしております。

国におきましても、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化していく中で、人材確保は令和の社会保障の最重要課題の一つとされております。

本町の状況を申し上げますと、特別養護老人ホームの2施設では、現在、外国人の方を介護人材とした10名の受け入れがなされております。また、ホームヘルパーの派遣により、在宅介護を担う訪問介護事業所は6事業所ございます。その中で、美里町社会福祉協議会に美里町社協ケアセンター砥用、美里町社協ケアセンター中央がございます。介護保険スタート直後の二つの事業所のホームヘルパー数は、正職員・パート・登録ヘルパーを合わせ、30名でございました。その後、訪問事業所が増加し、サービス提供基盤が充実してきたため、公益的側面からその役割として縮小してきた経緯がありますが、現在では、パート・登録ヘルパーを合わせ、13名となっております。平均年齢は69.6歳で、高齢化にある状況です。

介護保険法では、介護人材の確保・資質の向上は、都道府県介護保険事業支援計画で定めるよう努める事項とされていますが、町の現行の第8期介護保険事業計画の六つある基本目標の中の一つとして、介護人材の定着や介護サービスの質の確保・向上を掲げております。このため、町では令和6年度から始まる第9期の介護保険事業計画の策定に向け、介護事業者や利用者向けのアンケート調査を実施しています。その中の介護サービス事業者向けアンケート調査の、職種別サービス種類別での人材の確保状況、不足しているのか充足しているか等を把握し、町の第9期介護保険事業計画策定委員会での検討等を踏まえまして、熊本県とも歩調を合わせた対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この介護の担い手不足に関しましては、県の町村会のほうでもですね、介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと、また、中山間地域や離島等においても、サービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じることということで、県並びに国のほうに強力に要望活動を行っているとい

うような状況でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今、厚労省の審議会で、来年が改定時期ですかね。その改定に向けて、一定の見直し案・たたき台というのが出されておまして、今、考えとしては、一定以上の所得のある人の保険料を増額して、その分を低所得者の保険料の引き下げに充てると、負担の増える側の理解が非常に欠かせないわけですが、原則1割になっているサービス利用のときの自己負担については、2割負担の対象を増やしていく案、それからケアプラン作成に自己負担を求める案とか、いろいろ出ているようでございます。

負担が増えると利用を控えるということで、その状態が悪化するという可能性を指摘する声も多いというふうに聞きますけれども、サービス内容の見直しの中で、比較的軽度な要介護1・2の人が利用する訪問介護やデイサービスを国の事業から市町村が実施する地域支援事業に移す案も出されているやに聞いております。

そこで、自治体によっては、事業者への報酬は低く抑えられ、経営が成り立たなくなるとの指摘もあるわけございまして、それでは介護の担い手不足を解消するための継続的な処遇改善も進まない。専門職を正に評価する視点で論議が必要だと、このように考えるところではありますが、この要介護1・2がですね、市町村の地域支援事業にもし、今のところ案ですが、もし地域支援事業に移行するとすれば、どのように問題が出てくるかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

本町の令和5年3月時点におきまして、要介護認定者数（要介護1から5までの方）は803人でございます。このうち、要介護1と要介護2の認定者は、合わせて361人で、要介護認定者数の45%相当に当たり、大きな問題として捉えております。

現時点で、介護保険における要介護認定者の要介護1・2の方が、市町村事業総合事業、地域支援事業になりますけど、移行した場合の問題点としては、大きく二つあるのではないかと考えております。

一つ目に、重度化防止の取り組みにおける専門職の不足です。軽度者とされる要介護1・2の方には、認知症の方も多く、重度化防止の取り組みに、特に専門的な知識やスキルを持った専門職の関わりが不可欠でございます。現状の総合事業、地域支援事業を見ますと、効果的なサービスが受けられない状況にあります。

二つ目に、サービスの担い手です。総合事業は、サービスへの報酬が低く抑えられやすく、提供事業者も少ない中、要介護1・2の訪問介護、通所介護にも広がる

とすれば、十分な受け皿、サービス基盤がない状況にあります。

実際には、昨年１２月２０日付で厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が介護保険制度の見直しに関する意見として、取りまとめがなされた中で、軽度者への生活援助等に関する給付のあり方について、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ、包括的に検討し、第１０期介護保険事業計画期間の開始までに結論を得るとされました。

これは、次の介護保険事業計画期間が第９期、令和６年度から令和８年度に当たりますので、令和８年度末までに結論が出されるものと理解しています。

このようなことから、この要介護１・２の方の市町村事業、総合事業への移行につきましては、現状の問題点を踏まえつつ、今後の国の検討を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○６番（坂田竜義君） はい、以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を２時１０分といたします。

—————○—————

休憩 午後１時５６分

再開 午後２時１０分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、２番、平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○２番（平野保弘君） ２番、平野でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、１番目に協働のまちづくりについて、２番目に自主防災活動について、３番目に美里バスの効果的な運行について質問をいたします。

まずは、協働のまちづくりについてですが、本年度の町長の施政方針の中の第１章で、協働のまちづくりについて述べられていました。町民や地域との協働と地域のコミュニティの推進ということで、美里町おもやい応援助成金を活用して、地域の取り組みを応援していくという内容だと思います。また、ふるさと応援寄附金、一般的にはふるさと納税と言いますが、それで寄附された方が寄附金をどんなことに使ってもらいたいかを指定できるようになっています。その指定事業の中に、協働のまちづくりという項目が入っています。私は恥ずかしながら、議員になるまで協働のまちづくりという言葉を知りませんでした。町民の方々の中にも、協働のまちづくりという言葉は知っていたとしても、具体的にどういうことを言うのかを知

らない方も多いと思います。

そこで、美里町では、協働のまちづくりというものをどういうふうに捉えて、どういうまちづくりを目指されているのか、わかりやすく明らかにすることができればよいなと思い、質問することにいたしました。

まずは、協働という言葉なのですが、見ればわかるんですが、防災行政無線を通して聞いていらっしゃる町民の方々にもわかるように説明しますと、協働という発音だけではどんな字だかわからないと思います。協力し合うというときの「協」という字に、労働の働「働く」という字で、「協働」となっています。協働と発音する言葉はほかにもありますし、どちらかというとは別の「共同」のほうが一般的に使われています。共同作業の共同とか、協同組合の共同がよく知られている、よく使われている言葉かと思います。

協働のまちづくりで使われている「協働」は、それらとは違います。ここで使われる「協働」の漢字から受ける意味は、「共に力を合わせて働く」ということでしょうか。辞書で調べると、それに、同じ目的のためにという意味が入っていることが多いようです。同じ目的のために力を合わせて働くということになると思います。

それでは、協働のまちづくりとは、どういう意味なのでしょう。言葉から受けるのは、その力を合わせて働く目的が、まちづくりになるのかなという感じですが、いろんな自治体で協働のまちづくりが定義づけされています。一つ例を挙げますと、別府市では、「別府市協働のまちづくり推進条例」という条例が制定されています。その中では、「地域の課題を解決するために、市民と市又は市民が相互に協力して行う公共的又は公益的な活動をいいます」となっています。言葉としては一番わかりやすいと思い、取り上げましたが美里町ではどう整理されているのでしょうか。

同じように考えてよろしいのでしょうか。ちょっと定義についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 協働のまちづくり、どう定義をしてるのかという話であります。

美里町におきましては、議員もおっしゃいましたように、第2次振興計画におきまして、協働のまちづくりというものを挙げておりますし、私も施政方針で述べさせていただきました。

協働のまちづくりとは、「地域のことは地域で解決するということを基本に、町民主体によるコミュニティ活動が展開され、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すもの」としております。別府市とそれぞれの自治体です、協働のまちづくりというものはよく出てきます。今、別府市を例に挙げられましたが、別府市とは表現が若干違いますが、目指しているところは一緒だというふうに考えております。

美里町の場合は、より町民主体であるということを大切にしているという要素を含んでいるのではないかと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 目指すものは、目指して行くところ是一緒かもしれませんが、美里町の場合、協働という言葉の意味合いがあまり入っていないような気がいたします。どちらも定義として言葉の意味はわかりますが、それでは具体的にはですね、どういうことかとなると、一般の町民にはイメージしにくいかもしれません。

そこで、先ほども言いましたが、町長の施政方針に出てきました美里町おもやい応援補助金について質問をいたしまして、少しでも具体的にできたらと思います。

この補助金は、過去に2年募集されています。その利用状況と、どのようなことに活用されたのか、また、先ほど言いました、町長の施政方針の中でも、「住民による新たなチャレンジや相乗効果による好循環が生まれている」と述べられています。その新たなチャレンジや、効果や好循環など、具体的な例があればお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

美里町おもやい応援補助金は、持続可能な地域社会を目指すため、地域における多彩な活動の立上げを支援するものとして令和3年度から事業を開始しており、補助上限額は20万円となっております。これまでの利用状況につきましては、令和3年度は5件、令和4年度は7件採択しております。その内訳なんですけど、令和3年度は、地域コミュニティの維持に取り組まれた「美里町地域婦人会堅志田支部横町班」、特産品の開発独自産業化の取り組みとして、特色ある特産品開発に取り組まれた「みさとまるごと山菜ファームプロジェクト」、「ゆるっとクラブⅡ」、環境維持を通してコミュニティづくりに取り組まれた「美里に住もう会」、「水上・迫地区美化活動会」の5団体になります。

令和4年度は、先ほどの美里町地域婦人会堅志田支部横町班、それとみさとまるごと山菜ファームプロジェクト、ユルットクラブⅡ、美里に住もう会の4団体を継続事業として採択しておりまして、また、新規といたしまして、コミュニティの発展・強化への取り組みとして、地域の拠り所をつくられた「みつわんかふえ」、女性活躍の場づくりの「美里女性の会」、障がいの垣根を超えたコミュニティづくりの「美里町トランポリン協会」の3団体を採択しております。

その効果としてなんですけど、今年で3年目の事業になりますが、活動団体の数が徐々に増えていること、またそれが継続的な活動につながっていることだったり、地域の特産品が商品化されるなど、地域コミュニティの維持・創造につながってい

るものと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） まだ今年で3年目ということで、新規で利用されているのは8件ですが、幅広い取り組みに利用されているようです。それぞれの団体の思いを実現させる後押しになっているようですし、地域・地区に応じた新たな取り組みにチャレンジすることができるようになってきているのかなというふうに感じます。

また、まだ2年の経過ですが少しずつ効果も上がっているようです。町が資金面で支援するということで、町と住民との協働のまちづくりになるのかなというふうに思います。

次の質問は、順序を変えたいと思います。

③の美里町の協働のまちづくりの取り組みにはどういうものがあつたのかが、1番目と似ていますので、③を先に質問します。

先ほども言いましたがふるさと応援寄附金で寄附された方が、その寄附金をどんなことに使ってもらいたいのか、六つの選択肢があつて、その中の一つに協働のまちづくりがあります。

広報みさと令和4年、昨年の5月号に、令和3年度の指定事業ごとの件数が掲載されています。六つの選択肢の中で、町長が必要と認める事業が422件で一番多いです。その次が、教育文化のまちづくりで381件、3番目に協働のまちづくりが359件となっています。全部で1,742件ですので、件数割合で20%を超えています。私は、寄附していただいた方々がこれほど協働のまちづくりに使ってもらいたいと考えておられるということに驚きました。もしかしたらですね、迷った挙げ句、適当に選ばれている方もおられるかもしれませんが、寄附された中で多くの方が協働のまちづくりに関心や興味や期待などがあるのかなというふうに思います。実際にこういうふうに指定されていますので、具体的にどんな事業に使われたのか、わかるのではないかと思います。

また、広報みさと、今年の5月号には、今年度分ではありますが、予算関連の記事が載っています。その中にも協働のまちづくり関連が8項目載っています。それらも含めてですね、これまでどのような取り組みがあつたのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、協働のまちづくりで、これまでどういったものがあつたかというご質問なんですけど、まず代表的な例といたしまして、製造業や飲食業と全28団体が参画していただいています産業連携協議会というものがあります。その下部組織として観

光部会や商品部会等を設置し、モニターツアーの実施や特産品の開発に取り組んでまいりました。

また、その支援という面と言いますと、町の支援ですね、という面と言いますと、先ほどのおもやい応援補助金のほか、地区公民館等の新築又は改築補助金とコミュニティ助成、それからスポーツ協会補助金など支援面として実施しております。

それから、さきほどおっしゃいましたこのふるさと応援金ですが、これはまず基金という形で積み立てております。この基金の活用事例というかたちになると思うんですが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、まず寄附者の方が寄附を行う際に、その使途を6項目ですね、どれかを選んで寄付することができるというかたちになっております。先ほどおっしゃいましたので、全部の6項目のことはもうここでは言いませんが、これまでこの基金を何に使ってきたという話になるんですが、まず中学生が英検を受験する際の受験費用を補助する「英語検定チャレンジ事業」、それからeスポーツを活用した介護予防や高齢者と若者の世代間交流を行う「eスポーツでいい里づくり事業」、それと先ほどご紹介しました「おもやい応援補助事業」の一部に活用させていただいております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。やはり、かなり幅広い事業が協働のまちづくりにつながっているのかなと思います。

私は産業連携協議会についてはですね、思いついてはいなかったんですけども、それ以外はですね、事業ですので、協働のまちづくり関連に予算を付けるという取り組みだと思うんですが、予算を付けるということはものすごく大事で、町民、住民の自主的なコミュニティ活動を促すものだと思います。もっとですね、職員と町民が一緒になって、または協力し合って取り組むようなものがあったらそれらしいなというふうには思っているんですが。

ちなみにですが、ふるさと応援寄附金での協働のまちづくりに対する指定が増えれば、関連するその予算が増えたりとか、それに関連する新たな事業が行われたりするのでしょうか。また、それは変わらないのか。

今、課長から説明がありましたとおりですね、寄附されたお金は、ふるさと応援基金に積み立てられて、基金から一般会計に繰り入れられて使われてるようですが、寄附された方のお金がどのように反映されているのか、わかりにくいところがありますので、これをご説明いただけますか。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明いたします。

まず、これで予算が増えるのかという話なんですが、元々基金で積み立てられているお金を原資としておりますので、その積み立てた額がたくさんあるような状況になってきますと、またそれで考える事業というかたちでいろんなことを考えて予算化していくということはあるかもしれませんが、その積み上げ方次第というかたちになるかと思います。

それと、お金がどのように使われたのかというところがわかいにくいという話なんですが、まず、先ほどの基金の積立の件ですが、一応その何でも使っていいという話ではなくて、先ほどおっしゃられた六つの用途について、それぞれ特定の財源として整理して管理しているという形になります。

例えば先ほどの、英検の場合ですと、基金の教育文化のまちづくり事業から所要額を取り崩して、一般会計の教育費で英語検定チャレンジ事業というかたちで予算化しまして、事業を行うかたちになります。

なお、その寄附者や町民にとってという話なんですが、このこと自体はさらなる寄附額の増という話やリピートにつながる大切はことだと、町としても考えております。そのため、町のホームページやふるさと納税のポータルサイトにおいて、寄附金の活動報告というものを掲載しております。今後は、返礼品発送時に同梱するお礼状に、子どもたちがつくった美里のPR動画につながるようなQRコードを載せるなどして、寄附額増に向けて、さらなる情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この寄附に関してであります。今、いろんな事業をするときはですね、基本的にこの寄附の財源をしっかりと見極めながらやってるというような状況です。

もし、例えば、協働のまちづくりに対する寄附が増えてくれば、また、協働のまちづくりで新しいメニューを増やしたりですね。あるいは今あるメニューの予算を少し増額したりということは可能ではないかと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） いろいろとPRも工夫されていますし、今町長からの説明がありましたということであればですね、いいと思いますけれども、寄附された方はですね、自分が寄附したことによって、その使われる量が増えるんじゃないか、そういうふうに思われてる方もいるんじゃないかなと思いましたので質問をいたしました。

それでは、②の協働のまちづくりのメリットであつたり、必要性については、ど

のように考えておられますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 協働のまちづくりのメリット及び必要性についてでございます。

私は、まちづくりの基本は自助・共助・公助だと、それが根底にあると考えております。今後、人口減少と高齢化がさらに進む本町におきまして、行政だけでは解決が困難な課題がますます増えていくことが予想されます。また、それぞれの地区でそれぞれに違った問題があることも承知しております。併せて、近年、住民の皆様の行政に対するニーズというものは、非常に多様化、そして高度化している状況であります。

そのような中で、自助・共助・公助の考えを持って、個々の人と様々な団体、そして行政とが緊密に連携し、共に協働でまちづくりを行うことは今後の行政運営に必要不可欠なことであると考えているところです。

また、そのことによって、これは簡単な話ではありませんけれども、やはりそれぞれ地域の問題や課題、そういったもの、あるいは様々なニーズといったものが明らかに、明確化されてくると思いますし、その対応も行政だけではなくて、みんなで考えて当たっていくというようなこともできるのではないかと考えます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） ただいまの説明の中でですね、「団体や個人と行政が緊密に連携し」というふうな言葉がありました。町民が主体となるとはいえですね、行政が住民と共に協働でまちづくりを行うというふうな認識を持たれているというふうに感じました。

協働のまちづくりの先進的な自治体がありますが、そのような自治体ですね、住民のアンケート調査では、「行政と共に事業を行うことで社会的な信用が上がり、その団体の存在や活動内容が広く知られ、今後の活動の場や領域が広がる。また、行政情報が入手しやすく、お互いに情報を共有でき、財政的な支援が得やすく安定する。」というふうにまとめられています。また、行政側のメリットとして、これまで行政では手の届かなかった細かなサービスを提供することができ、より住民の福祉の向上が図れるという点が一番大きいメリットと考えられています。

さらに、その協働事業をきっかけに、自分たちの町は自分たちでつくるという住民自治の意識が高まることが期待できることとなっています。

この内容からも、協働のまちづくりの先進的な自治体では、同じ目的に向かって行政と住民が一緒になってつくり上げているんだなというふうに感じられます。

それに加えてですね、私は、行政は常に公平に行動することが原則であるという

のをこの1年で感じています。それに対して、住民活動団体は、ある意味公平でなくても、特定の地域に特化した活動ができるのではないかなというふうにも思っています。

協働のまちづくりの取り組みが盛り上がって行けば、さらにメリットが出てくるのではないかなというふうに思いますが、これからの楽しみとなればよいなというふうに思っております。

それでは、今後、協働のまちづくりの取り組みについて、新しく何か予定であったり、予定にはなくてもですね、今後考えられるようなことがありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これまでも地域活動への支援につきましては、様々な助成等、実施してまいったところであります。今、議員がおっしゃいましたように、行政はある程度公平性を保たなければなりません。そういった意味では、地域で活動される方々、しっかりやはり汗をかいていただいて、全てが行政頼みではなくて、自分たちでしっかりやるということを念頭に活動されていると思います。そういった方々には、公平に助成ができればというふうに考えています。

今後に関しましては、例えば、産業連携協議会、つくってありますが、そういった産業連携協議会を軸に住民ワークショップなどでまちづくりに対するご意見を伺うなど、先ほどからお話があつてますが、やはり協働のまちづくりに対する意識の醸成を図ることができればと考えているところです。また、幅広い住民のご意見であつたり、地域で組織されている地域おこしグループのご意見、あるいはご提案を伺い、そこで発掘された課題であつたり、提案というものを町の施策に生かしていくことができればと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 住民ワークショップなどよいと思いますが、先日まで行われていました町政座談会で感じたんですが、時間はかかってもですね、末端の意見が出せるような規模でやっていただけたらいいなというふうに思っています。

協働のまちづくりについて、だいぶわかつてはきましたけれども、人口減少、少子高齢化、生活スタイルの変化、私たちを取り巻く環境が大きく変わってきています。町の財政や職員の規模も小さくなっていくことも考えられます。それに対して、町の広さは変わっていません。町長がよくおっしゃいます。144平方キロメートルの町土があります。地域の課題、住民の要求等も多様化しています。これまでは、どちらかというと行政に頼りがちになっていましたが、自分の町、地域は自分たちでつくっていくという意識が高まっていくことは必要だと思います。

住民ワークショップを行うこともよいことだと思いますが、講演やセミナー等で意識付けも必要ではないかと思います。また、住民だけではなく、町の職員にもそういった協働の意識付けが必要だと思います。

ほかの自治体では、地区別に担当職員を付けている所もあります。地区ごとに担当職員がいることで、住民と行政が情報を共有し、町では地域の状況を把握し、必要な助言や新たな情報の提供が素早くできるといったメリットがあると思います。

また、地区別に担当を付けているということで、町の職員の育成も目的の一つとしている自治体もあります。同じことを求めるわけではありませんが、行政はお金を助成すればそれでよいということではないということはおわかっておられると思います。もちろん、お金は大事なのですが、職員向けのセミナー等も考えていかれてもよいのではないかなというふうに思います。

まだまだ協働のまちづくりについては、私も勉強し始めたばかりで、職員の皆さんや住民の方々よりも遅れているところもあります。美里町に合った協働のまちづくりを模索していきたいというふうに思っています。

次に、2番目の自主防災活動についてですが、間違いやすいと思いますのではじめに言っておきますが、自主防災組織についてではなく、個人やほかのグループや団体等も含めた自主防災活動を、と考えています。

自主防災活動と言えば、災害の種類や活動など、多岐にわたりますが、その全体についてではなくてですね、その中の一部についてとなりますが、質問いたします。

まずは、火災の際に消防団員以外の住民が、どこまで消火活動ができるのかということですが、消火活動にはいろんな段階があります。極めて初期であれば、消火器でも消せる場合もありますし、次に消火栓を使うことが想定されます。消火栓がない所では消防倉庫にある消防ポンプを持ち出して使うということも想定されます。消防団や常備消防が到着すれば、その指揮に従い、本格的な消火活動に引き継ぐことになると思います。ただ、通報が遅れば、その分消防の到着が遅くなります。特に、東部地区、その中でも山のほうといいますか、奥のほうになると、普通にですね、到着までに時間がかかります。これは東部地区に限ったことではないんですが、さらにですね、私の地元、都原班は団員が10名しかいませんし、全員勤め人ではなかったかなというふうに思います。昼間は地元にいないことが多いわけですので、消防が到着するまでの初期消火がですね、極めて重要になってくると思います。初期消火に当たるのは、地元の住民になります。そのときにどこまでできるのか、ガイドラインのようなものがあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、地域住民による火災発生時の初期消火につきましては、消防法などの規定では、火災が発生したとき、建物の所有者や管理者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助などを行わなければならないと規定されています。

また、火災を発生させた者、火災の発生に直接関係がある者、火災が発生した消防対象の居住者又は勤務者は、応急消火義務者であると規定されています。つまり、火災を発生させた者や居住者・関係者、ここでの関係者は、親族や近隣住民の方を示しますが、火災の発生を知った場合には、消防団や常備消防が現場に到着するまでの間、初期消火に当たる義務を負うということになります。また、消防団や常備消防が到着した後も、現場での作業を依頼された場合はその場に留まり、消火活動の支援をすることも可能となります。

このことから、地域住民の初期消火活動につきましては、特段の制限があるということはありません。しかしながら、火災現場は、当然危険を伴う活動になりますので、ご自身の身の安全を確保しながら、可能な範囲で行っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） できるのかというふうにお尋ねをしましたが、それどころか義務を負うということですね。これまでも消防団OBをはじめとして、火災現場近くにいる人は、実際には消防の到着までに初期消火に当たられていると思います。この質問をお聞きになった人ですね、「してよかたい、目の前で燃えよってから見とられようかい」とおっしゃる方も多いと思いますが、中にはですね、「でくっただろか」と思っただけですね、躊躇されている方もいらっしゃると思います。

消火活動をやれることを前提に、義務であるならばなおさらのこと、また消防を手伝うということもあるわけですので、防火水槽、消火栓、消火栓ボックス、またポンプ等の点検にですね、地区の住民が加わることも大事ではないかと思います。やっておられる所もあると思いますが、また総務課長がおっしゃいましたように、火事の現場、消火活動には危険が伴います。たとえOBであっても、定期的な訓練をすることは必要です。また、機械等も新しくなると、操作がわからなくなったりします。また、女性の方が消火栓を使用するということがあります。

通告書では訓練としていましたが、点検と訓練を消防団と住民が一緒になってやっている所がどれぐらいあるのか、また全地区やっているのか、把握されていますでしょうか。また、一般住民の消火活動中のけが等に対する補償がないと聞いたことがあります。消火活動中や訓練時の補償についても、何かの規定があるのかお尋

ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在、消防団員に限らず、地域を担う若い世代の減少に伴い、地域の様々な活動が厳しくなっていることは承知をいたしております。

そのような中で、消防団の活動の一翼を担う地域の活動は非常にありがたいと思っております。

さて、議員ご質問の初期消火の訓練ですが、町では全てを把握しているわけではございませんが、町内でも地域の活動として、消防団が参加する消火栓訓練や消火栓などの点検を行っている事例は認識しております。

消防団では、以前から消火栓訓練や消火器を使用した初期消火訓練など、地域の行事に合わせて行われていたと思いますが、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができないと承知しております。ただ、令和4年度では1地区、令和5年では5地区が実施される予定と確認しております。以前の活動が戻ってきているように思っております。

議員ご質問のとおり、こういった地域の活動は非常に大事な上に有益なものと考えておりますので、町でも今後、地域の活動状況を見ながら、推進の方策を検討していきたいと思っております。

また、もう一つ、消火活動中の補償に対するご質問だったかと思いますが、消火活動の補償につきましては、次の場合が消防団員等、公務災害補償の対象となります。まず初期消火につきましては、先にご説明いたしました、建物の所有者や管理者などが消火及び延焼又は人命救助中に負傷した場合や、消防職員だったり消防団員からの要請を受け、消火や人命救助中に負傷した場合などが対象となります。そのほかにも、事前に自主防災組織などの組織の設立届や自主防災活動計画等を町に提出いただいた上で活動を行われる場合には、町が加入する全国町村会総合賠償制度が補償の対象になります。

また、組織の訓練等に限っては、日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度でも活用できますので、積極的に活動を行っていただきたいと思います。

なお、補償の詳しい内容につきましては、条件等がございますので、個別に相談をしていただければと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。

先日ですね、藤木区でも消防ポンプの点検を兼ねて作業をしました。防火水槽に

取り入れてる塩ビ管が詰まっておりましたので、それを消防ポンプ使ってきれいに掃除したわけですが、実際やってみてですね、もうポンプが、私たちが消防団の頃と変わっていますので、やはりいざというときに、使うとしたらですね、戸惑ったり慌てたりしないように、やっぱり訓練が大切だなというふうに感じたところです。

今、消防団員数が減少してきている中ですね、消火活動どころか、そういった点検にも手が回らなくなっているのではないのでしょうか。消防団と地区住民が協力して点検・訓練を行うことはですね、これもまさに協働のまちづくりになると思います。町のほうからも啓蒙していただきたいというふうに思います。

次は、避難所についてですが、実はですね、先日6月4日に集会所に避難することを前提に、町の防災訓練が行われました。私もそのとき訓練に参加しましたが、今回の質問ではですね、洪水・土砂災害のときに、各集落において独自に避難場所を設定できるのかということで通告をしていましたが、その答えはできるということになると思いますので、公民館や集会所を緊急的に避難所とするときの注意する点等があればですね、説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、独自の避難場所を設定できるか、また基準はあるのかというご質問ですが、設定はできるとございますが、令和2年5月に美里町感染症対策対応避難所開設及び行動マニュアルという感染対策を考慮しました避難所開設の基準を策定し、各家庭にも配布をさせていただいております。その中に、避難所検討フローを用いて、各家庭におきまして、避難の必要性や最適な避難方法を検討していただくことをお伝えしております。その際、避難される場所の優先順位としましては、個々の考え方で検討していただき、その選択肢として、安全な親類や知人宅、地区公民館、町の指定避難所、また車中避難所、を示させていただいております。このことから、避難が必要な方が安全を確保でき、躊躇することなく利用できることが大事なのではないかと考えております。

そのことから、地域の共助で運営を行う避難所は、避難の選択肢としても有効ではあるものと考えております。

町では、取水期を前にした嘱託員・嘱託補会議におきましても、毎年地域の公民館の活用をお願いしているところでもあります。災害種別にもよりますが、災害リスクのある公民館につきましても、一時避難場所や指定避難場所に避難する際の集合場所として利用するなど、避難計画を平時から検討していただくことで、利活用ができるのではないかと思います。とは言え、町が開設する避難所ではございませ

るので、当然、各地区で自主運営を行うスタッフが必要となります。また、町では避難所、指定避難所以外に避難された方への支援の漏れを防ぐため、避難者の把握の取り組みを行っておりますので、各地区で独自に避難され、避難所を開設された場合には、避難された方の把握と報告を行っていただく必要がございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 非常によくわかりました。嘱託員・嘱託補会議では、公民館の活用をお願いされているということです。歩いて避難できる所があればですね、有効に使えたらいいなと思います。また、そこから指定緊急避難所に、まとまってですね、交通手段がない方も移動することができることにもなるのかなと思います。

それとは別にですね、避難所についても一つ説明していただきたいことがあります。東部地区では、洪水・土砂災害時の緊急避難場所はB & G体育館が指定されているのですが、私の所に励徳小学校の体育館にしてもらえないかという問い合わせがあります。B & G体育館のほうがよいと思われる住民もいらっしゃると思いますが、B & G体育館になっている理由と、それから条件次第では励徳小学校も指定したり、また変えたりする余地があるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

励徳小学校などの学校施設を、平日の昼間などの避難所として利用する場合、授業等で利用できない場合も考えられますので、まずは町の公共施設を優先的に指定しております。また、B & G体育館につきましては、指定管理者による避難所運営も行っている利点もございますので、B & G体育館を指定しているところでございます。併せまして、駐車場の確保の面からも、まずはB & G体育館を指定しております。

その後、もしも足り得ないようであれば、励徳小学校体育館まで含めて避難所とする場合もございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。学校に迷惑をかけるわけにはいかないと思います。ですが、住民の意見もですね、聞ける機会があれば聞いてみるのもよいのではないかなというふうに思います。

次に、3番目の美里バスの効果的な運行についてですが、ちょうど1年前にも質問しています。無料乗車イベントも行われているようですが、その結果も含めまして、利用状況はどうなっているのでしょうか。変化がありますでしょうか。お

尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

美里バスの利用状況についてですが、令和4年度は1,331人でした。令和3年度が1,247人でしたので、84人増の前年度比106%という結果でした。

なお、昨年11月にですね、実施しました無料乗車イベントの結果なんですが、その際の利用人数は232人、ほかの月の平均が100人ですので、約2.3倍という結果でした。

これまで予約したことがない又は予約が面倒だという方のハードルを少し下げることができたのではないかなというふうに評価しております。

なおですね、3月・4月、今回のその利用でちょっと増えております。3月は128人で、前年同月比140%、4月は130人で、前年同月比180%でした。

新型コロナなどもですね、収まってきたこともあって回復傾向にあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 令和4年度は若干増えていますが、無料乗車イベントを1か月間やったことによる増加分かなと思われま。しかし、無料乗車イベントで利用者が明らかに増えているということは言えると思われま。

それから、3月は140%、4月が180%ということですが、コロナ禍での利用控えから抜け出しにかけているのかなというふうに思います。このまま増えていくことも考えられます。ただですね、それでも美里バスを維持するためのコストが、1,200万円ぐらいかかっています。一人1回乗るのに1万円近くかかっているという、割ればですね、9,000円ぐらいですので、それぐらいかかっているということになると思います。さらに、路線バスを維持するために約4,400万かかっています。こういう公共サービスをですね、コストだけで考えてはいけないと思いますが、効果とコストのバランスも考えなくてはいけないと思います。コストを抑えて、違った方法でサービスを維持することができれば、システム自体をですね、根本から考え直すということも必要ではないかなというふうに思います。

松岡美しい里創生課長からいろいろ伺っていますが、今のシステムを維持するために、バス事業者もタクシー事業者も、また利用者も、それに町も、みんなが我慢してこのシステムを成り立たせているということです。そして、このシステム自体ですね、大変苦勞してつくられていると思います。

それを根本からですね、考え直すということは、大変勇気がいることかもしれま

せんが、利用者数に対してコストがかかり過ぎていると私は感じます。当然、検討もされているでしょうし、これからも考えていかれるとは思いますが、システムを根本から変えるにはですね、恐らく何年もかかることになると思います。それまでには、現行のシステムで利用者を増やす努力をしていかななくてはいけないと思います。

昨年も申し上げましたが、予約について改善する考えはありませんか。予約をなくせと言ってるわけではありません。例えば、毎週ですね、同じ時刻に同じバス停で乗るといった、定期的に利用するといったようなことで、まとめた予約として、予約の負担を軽くするというようなこととか、そういったこととかでもですね、考えられてはおられませんか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 予約の改善で、毎週同じ時刻に乗る場合の一括予約ができないかということだということでもいいですか。

そのことにつきましては、町としましては、利用される方のご負担が減るのであれば柔軟な対応をとってまいりたいというふうに思っております。まずもう、最初のですね、ご予約の際にご相談いただければというふうに思います。

先ほどのお話にありました、いろいろ我慢というかですね、いろんな関係者がおられます。先ほどのお話、利用者の方ですね、事前予約というのが面倒だというようなお話も聞いたりしますし、それから、運行サイド、タクシー事業者の方もですね、なかなか限られた人員体制で、それからタクシーの台数とかですね、そういったもので運行していらっしゃるの、対応できなくなったりとか、いうのがなかなか難しかったりとかするところがあると思うんですが、ほかに路線バスというのも、そこが減らないような路線バスの利用者が減らないような調整というのもまたやっていかなければいけないかなという、それからさっきの町の多額のコストがかかっているという、いろんな関係者の中でこの仕組みというのが成り立っているところになります。

この美里バスが、始まってからですね、運行開始から4年以上経過しております。様々なご意見とか問題点、課題があるというところがありますので、何かしらの見直しというのは必要であると考えております。

一朝一夕に変更できるものではないため、様々な関係者のご意見をいただきながら、よりよい制度となるよう、新たな交通手段の検討も含め、ベストな方法を模索してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 今、一括予約のことを言いましたけれども、これは何か工夫ができそうなものじゃないかなと、私が考えたわけですが、私はですね、無料乗車イベントにしても、大して効果はないだろうというふうに思っていました。ですが、実際に結果が出てます。無料ということが受けたのかもしれせんし、イベント開催ですね、が、宣伝効果もあって、まあ増えた、よかったのかもしれないというふうにも思います。違った種類のイベントでもですね、手を変え品を変え、やれたらやっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

また、地区ごとにでもですね、利用する可能性がある方たちの意見を聴く機会を設けることができたらいと思います。意外なですね、妙案が出てくるかもしれせん。もう勝手なことを言われますけれども、中には「なるほどな」と思うようなこともありますので、まずはですね、乗っていただくことが大事かというふうに思います。

ただ、自主防災にしても、公共交通問題にしても、地域ごとに、立場の違いであったり、課題にも違いがあると思います。全部一律に同じようにというのは無理があるかもしれせん。住んでいる所が違えば、多少考えることも違うでしょう。地域の課題として自分たちで考え、その課題に向かって、行政と住民が、時には住民と住民団体が力を合わせて、解決に向けて努力していくことが、協働のまちづくりというものになっていくのではないのでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日7日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後3時04分

第 2 号

6 月 7 日 (水)

令和5年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月7日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 1番 村 崎 公 一 議 員
- (2) 3番 吉 住 淳 一 議 員
- (3) 7番 濱 田 憲 治 議 員
- (4) 4番 隈 部 寛 議 員

2. 出席議員（10名）

1番	村 崎 公 一 君	2番	平 野 保 弘 君
3番	吉 住 淳 一 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高 田 美千子 君	6番	坂 田 竜 義 君
7番	濱 田 憲 治 君	8番	福 田 秀 憲 君
9番	今 田 政 行 君	10番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	松 岡 征 二 君	税 務 課 長	島 田 昌 臣 君
住民生活課長	松 永 栄 作 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	隈 部 尚 美 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	中 川 利 加 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

１番、村崎公一君の一般質問を行います。村崎公一君。

○１番（村崎公一君） １番、村崎です。通告に従い、質問いたします。

一つ、ふるさと納税について、二つ、定住施策について、以上２点について質問いたします。

それではまず、一つ目の、ふるさと納税についてですが、私自身、美里町町議となり１年が経ち、前回の３月定例会において、初めて令和５年度当初予算の審議を行いました。歳入・歳出６９億４、７００万円の予算の中、歳入の内訳、自主財源が１４億４、６３５万円、割合で２０．８％、依存財源が５４億円、割合で７９．２％という数字を見て、私自身も会社を経営しておりますので、日々会社の収支を考える中、無駄な経費を減らすことももちろん大事ですが、会社にとっては売上げを上げることもそれ以上に大事になってきます。

これを町に置き換えた場合、どうやって歳入を増やすのか、特に交付金のような依存財源ではなく、自主財源を増やせるかと考えたときに、ふるさと納税がきっかけになるのではないかと思います。

２００８年から始まったふるさと納税制度であります。当初の理念として、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育など様々な住民サービスを受け育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育てくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかと、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。また、首都圏への人口集中とともに集中する税収を分散させるための施策で、地方との税制格差を是正する目的もあります。一般的なふるさと納税は、支援したい自治体を選んで寄附を行い、代わりに返礼品などを受け取ります。寄附した人は、寄附後、決め

られて手続きを行うことにより、寄附金のうち2,000円を超える部分については、所得税の還付や住民税の控除が受けられるわけですが、制度が始まった2008年は81億4,000万円、2013年は145億6,000万円と、微増の期間がありましたが、2014年には、388億5,000万円に増え、そこからは右肩上がりに増え、2021年には8,302億4,000万円となりました。このようなふるさと納税について、美里町としてどのように取り組んでいかれるかを質問させていただきます。

まず、一つ目に、昨年の美里町のふるさと納税額をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

令和4年1月から12月のふるさと納税の合計額は、2,079万8,000円ですね。件数は1,003件になります。令和3年は3,784万7,000円、件数は1,697件になりますので、前年比54.9%という結果です。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 2022年に総務省で発表された熊本県ふるさと納税金額のランキングでは、1位が高森町で32億4,000万円、2位は御船町で25億3,000万円、3位は益城町で19億3,000万円、美里町は3,750万円、県内で41番目の金額となっています。ちなみに、全国1位は北海道の紋別市で、152億9,000万円、同規模の自治体で佐賀県にある上峰町、人口も9,600人ほどで、美里町とあまり変わらない人口ですが、ふるさと納税の受け入れ額が45億円、令和5年度当初予算が158億1,126万円、歳入の内訳が、自主財源率が81.4%で、依存財源率が18.6%という割合になっております。

ふるさと納税が右肩上がりに拡大している中で、残念ながら、前年から減っている状況になっています。ふるさと納税の事務手続きを7月に設立されたまちづくり公社に移され、ポータルサイトなどの作業をしていたサイバーレコード社との契約も終わって、まちづくり公社に一括となり、移行して1年目ということや、システム的に何か原因があるのかということをお尋ねいたしまして、ふるさと納税の額が増えない現状をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

前年比、約55%になってしまったことは、町としましては大変重い結果と受け止めております。

このような結果となった原因についてですが、大きく三つあると考えております。

一つ目は、昨年7月に委託事業者を変更した際に、ふるさと納税ポータルサイトの再構築が必要となったため、一旦寄附の流れが切れてしまったこと。結果、ポータルサイト上の検索結果で、美里町の返礼品がヒットしづらくなったことが挙げられます。

二つ目は、ふるさと応援寄附金の返礼品には、その時のトレンドがあり、そのトレンドに対応した返礼品が用意できなかったことが挙げられます。現在、ふるさと納税は、返礼品をいかにお得に購入できるか、より安い値段、より多くの量が好まれる等、ECサイトの一つとして消費者が捉えている傾向が進んでおります。その結果、生産者へのしわ寄せが発生することになります。

三つ目は、先に述べた2点に加え、ほかの様々な課題が発生したときに、対応していくことができなかったマンパワーの問題が挙げられます。公社では、社員2名とパートタイマー1名の組織体制で対応してまいりましたが、ポータルサイト構築作業や魅力的な返礼品の写真撮影、新規返礼品の開発、既存返礼品のブラッシュアップなど、様々な業務・作業の遅れや未対応が発生してしまいました。

今後は、他自治体の状況分析によるトレンド把握と、新規返礼品の開発、季節のイベント等と連動した効果的な広告、課題に対応できる組織人員体制の整備など、本町へのふるさと納税が少しでも多くなるよう、様々な方策を考え、実施してまいります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 様々な要因はあると思いますが、まちづくり公社も初年度ということで、手探りの部分もあったと思います。ただ、後の質問でも出てきますポータルサイトの管理をしていたサイバーレコード社が、現在県内1位の高森町を担当していることから、その辺りがかなり専門的で重要な部分になるので、これからの課題になっていくと思います。

まちづくり公社にとっても、ふるさと納税の受け入れが増えれば、様々な事業ができるようになり、これまでできなかった事業を行えるようになると思います。南小国のSMO南小国という公社がありますが、そこはふるさと納税事業はもちろん、今では、常勤・非常勤合わせて42名の従業員で、地域商社事業、観光事業、情報発信事業、未来づくり事業等を行われています。ぜひ、美里まちづくり公社もそのように発展していったらいいと願っております。

次に、町民の方への周知に関してですが、ふるさと納税を町外の親族などに対して、美里町にしてほしいという周知もそうですが、そもそも寄附した金額から2,000円を引いた金額が控除されるということ、美里町の方は美里町に寄附を行っ

ても控除を受けられないという制度自体を知ってもらう。確かに、町民の方が他自治体に寄附をされ、町の税収が減る可能性もありますが、町外に寄附をする
と町の税収が減る、町外から寄附をしてもらおうと、美里町の財源が増えるということ
を理解してもらうことで、それならばと町外に出ている子どもさんや親族に話を
してもらえることもあるのではないかと。

そこで、現在、町民の方への周知は行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、町外在住の親族等への寄附促進的な意味合いでの周知につきましては、役
場職員に対しては協力依頼を行っております。そのほか、町外向けの周知としては、
過去の寄附者1,500人へのDM送付やメルマガの送信、東京県人会・大阪県人
会へのメルマガ送信、県庁や宇城地域振興局でのチラシ配布等を行っております。

美里町民への周知につきましては、他市町村への寄附を促すことになり、町の税
収減につながるため、積極的な周知は行っておりませんが、議員ご指摘のとおり、
町外に居住する親族や友人等の寄附につながる可能性もあるため、その方策等を前
向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 次に、ふるさと納税のポータルサイトについてですが、ふるさ
と納税自体が、開始当初の、生まれ育った自治体に寄附をするといった目的から、
今はふるさと納税をすることで、住民税や所得税の控除、地域の返礼品を目的とい
ったかたちになってきている。ふるさと納税を扱うポータルサイトの数も19サイ
トほどあり、今ではその複数のサイトを比べるサイトも存在しています。

私も実際に、ポータルサイトを見たときに、普通のECサイト、ネットショッピ
ングのサイトと見た感じは変わらず、この中から美里町を選んでいただく難しさ
を感じました。

例えば、実際に美里町が登録しているポータルサイトのふるさとチョイスで試し
てみたんですが、そのときは全体の返礼品の中から、お米で絞り込んだ場合、3万
4,236件ヒットしました。さらに、お米、寄附金額1万円で絞り込んだら、4,
236件まで絞り込みました。その時点で商品が載っているページが、全部で14
7ページあり、そこで美里町のお米が何ページ目に出てくるのか調べてみました。
1ページ目にはもう高森町の商品が出てきました。2ページ目には玉名市と和水町
が載っていました。それから、美里町のお米が出てくるまでページをめくっている
間に、県内のほかの自治体の商品が出てきましたが、美里町の商品はなかなか出て

きません。一瞬、美里町には寄附金１万円でお米の商品がないのかとも思いましたが、諦めずにページをめくると１１４ページ目に、やっと出てきました。全１４７ページの中の１１４ページ目に出てきたわけです。

高森町のお米がおいしいとは思いますが、美里町のお米も同じくらいおいしいと思います。同じ美味しさで、寄附金額も同じなのに、片方は１ページ目、片方は１１４ページ目に出てくる。これをどうやって１ページ目に上げていくのか、ほかにも美里町の返礼品には、お米・赤牛・もつ鍋・キャンプ場の宿泊券など、他にもたくさんの返礼品があるが、例えば、もつ鍋の締めには雑炊だからお米とセットにするとか、キャンプ場に宿泊して、夜はバーベキューするなら赤牛とセットにするとか。ブロックのお肉もありました。ブロックのお肉を切るなら、よく切れる包丁とセットにするなどすると、絞り込みの検索で「肉」でも引っかかるし、「包丁」でも引っかかるのではないのでしょうか。

確かに、絞り込みで、地域・市町村まで絞り込むことはできますが、そもそもそういう方は、最初から寄附したい自治体があるから絞り込むわけで、返礼品目的で検索される方からどうやって選んでもらうのか、という課題があると思います。

そこで、現在、町が利用しているポータルサイトは幾つあるのか、また、ポータルサイトを今後増やすことは考えているのか、そこでのメリット・デメリットはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

現在、美里町が開設しているポータルサイトは、主要サイトの三つ、ふるさとチョイス、楽天、さとふるにあります。現在、寄附額増を目指し、新たなポータルサイトの増設に向けた検討を行っているところです。

メリットとしては、ポータルサイトはそれぞれ独自に抱える会員がおり、増やせば増やすほど間口が広がることから、サイトを増設することは寄附の増加に効果があるものと考えております。デメリットについては、ポータルサイトを増やすごとに、支払いや在庫管理等の管理面で職員の業務量が増加することになります。

寄附額が半減した現状を打開するためにも、順次主要なサイトから開設していく予定です。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○１番（村崎公一君） このように、ふるさと納税は税収の少ない自治体にとっては、仮に１億円、５億円、１０億円と入ってきたらどうなるのか。ただ厳密に言えば、総務省などが公表している金額は受け入れ額であって、その中から返礼品の代金が

3割、事務手数料プラス送料などを加えた割合が5割を超えてはいけないというルールもあり、さらに町内から流出分などを加味すると、実際に残るのは半分くらいだと思われます。

しかし、最初にお話したように、ふるさと納税の総額が右肩上がりに拡大している状況、ふるさと納税を利用した人の割合では、2021年にふるさと納税を実際に行い、公助適用が行われた人の数は740万人で、個人住民税の納税義務者数は5,900万人であるため、ふるさと納税の利用率は13.2%であるという調査もあります。まだ、ふるさと納税の市場が拡大していく可能性はあるのではないのでしょうか。

自治体が町の特産品や地元のサービスを利用して商売をする。また、自ら財源を獲得する。これまでやりたくてもやれなかった事業、子育て、教育や地域活性などができるようになるのならば、積極的に取り組むべきだと思います。

これまでは、個人のふるさと納税について質問いたしましたが、ふるさと納税には、もう一つ、企業版ふるさと納税というものがあります。

一般的なふるさと納税は2008年に開始されていますが、企業版は2016年に創設されています。企業が任意の地方自治体に寄附を行い、税制的な優遇を受ける。最大90%までの税額控除を受けることができるのです。

そこで、美里町では、企業版ふるさと納税の受け入れはあったのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

昨年度の企業版ふるさと納税は、50万が1件、20万が1件、10万円が2件の合計4件、90万円の寄附がありました。ちなみに、令和3年度は1件、300万になります。令和2年度以前はございません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 企業版のふるさと納税は、個人の場合と違い返礼品は関係ないため、アプローチの難しさはあると思います。

企業版のふるさと納税には、人材派遣型というかたちがあります。企業版のふるさと納税、人材派遣型は、税制改正が行われた2020年に新しく創設されました。仕組みとしては、通常の企業版のふるさと納税のように、金銭のみを寄附するのではなく、人材を派遣することによって税額控除が受けられる制度で、企業から地方公共団体などへ専門的知識やノウハウを有する企業の人材を派遣する仕組みで、派遣の際には、人件費を含む費用を企業版ふるさと納税に係る寄附として納入できま

す。地方公共団体のメリットとしては、期間限定であっても、専門的知識やノウハウを有する優秀な人材を地方創生のプロジェクトなどで活用できる。実質的には、人件費の負担なしに人材を受け入れることができる。関係人口の創出、拡大も期待できる。企業側としては、派遣した人材の人件費を含む寄附により、寄附金の最大約90%に相当する税額控除を受けることができる。寄附による金銭的な支援だけでなく、地域活性化事業の企画・実施に派遣人材が参画することにより、地域貢献できる。自社とは違う環境で、派遣人材に従事させることにより、人材育成の機会を得られるなどがあります。

ただ、仕組みとしては、地方自治体側から企業にアプローチして受け入れるという流れで、DXや地方創生、観光などのプロジェクトを立ち上げる必要があると聞いております。

そこで、今後、美里町として、企業版ふるさと納税人材派遣型の利用は考えていないのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 企業版ふるさと納税の人材派遣型を活用するためには、今、議員からおっしゃいましたが、自治体が提案する寄附活用事業、寄附活用プロジェクトに企業側が人材を派遣したいと思ってもらえるような魅力的な事業であることが重要だと考えております。

例えば、本町で取り組んでおりますeスポーツでいい里づくり事業を様々な場面で協力にPRしているところではありますが、現在のところ企業からのコンタクトはない状況であります。総務省であったり、経産省であったり、あるいはSEGAであったり、そういったところから視察等には来られます。ただ、その先の、この人材派遣型、こういったことにはつながっていないという現状であります。

今後、人材派遣型、これだけに限らず、企業版ふるさと納税全体を推進していくためにも、企業の方にとって魅力ある寄附活用事業、寄附活用プロジェクトというものを造成してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） これまで、ふるさと納税に関して質問いたしましたが、自治体が努力して受け入れ額を増やす、増えることでこれまでできなかった取り組みができるようになるかもしれない。以前、ほかの議員の質問で、宇城市が給食費の全額無償化の財源に、ふるさと納税を充てるということで、美里町ではというときに、町長は、「恒久的に発生する費用なので、慎重に考える必要がある」と答弁されました。

確かに、ふるさと納税も商売に置き換えた場合、今年1億円売れたからと、来年

も1億円売れる保証はない制度であります。

そこで、ふるさと納税自体、恒久的・安定的な財源になると考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ふるさと納税は、一般の方の寄附を広く募るという性質上、恒久的・安定的な財源として見込むことは難しいと考えております。本町におきましては、運用上、一度寄附金を基金に積んでおりますが、これは充当事業を少しでも安定的に行うための措置であります。とはいえ、ふるさと納税によって、これまで実施できなかった事業を前向きに検討することも可能となることから、美里町のPRや関係人口、交流人口の創出にもつながる、とても有用な制度であると考えております。

先ほど来、説明があっておりますが、今のところふるさと納税、本町におきましては低迷している状況であります。ただ、いろんな今、策を練っております、これからふるさと納税の額が増えていくように、一体となって頑張っていきたいと考えております。

それと、最近少し話が出てきているのがですね、送料が見直しがあるんじゃないかというような話が出ております。これはもう、例えば、ふるさと納税される方、人口が集中している関東周辺からですね、東京に向けて物を送るのと、九州から送る、あるいは離島から送る、これでは送料がかなり変わってくるというようなことが今後見込まれるのではないかというような話も出ています。今後、そういったところも変わってくると思いますので、ちゃんとふるさと納税の制度を注視しながら、ただそれに合って、それにしっかり則して納税額が増えていくように頑張っていきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今後のふるさと納税の推移を考えたら、また利用が拡大していきそうなので、ぜひ、町としては積極的に取り組んでいてもらいたいと思います。

では次に、定住施策について、お尋ねいたします。

美里町で行われている造成事業は、人口減や少子化が大きな問題である中で、子どもだけがいきなり増えることはなく、親がいないと子どもは増えません。ということで、親世代を増やすために行われてきた事業であります、これまでに町が行ってきた定住施策、特に若者団地などの造成事業の数と世帯数はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

これまで町が整備した定住団地は5団地になります。整備した順番に、くすのき平、有安、麻生平、つるの川、宮の前になります。世帯数の合計は105世帯になります。

昨年、最後まで残っていたくすのき平の2区画への入居が決まり、全ての団地の区画が埋まった状況になります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） これまで五つの定住団地を事業を行ってこられたわけですが、実際、私も議員になる前とか、一町民として思ってたときには、せっかくそういう所ができるんだったら、例えば町外から帰ってくる方とか、家を建てるんだったら町内の事業所とか、そういったふうな、簡単に条件をつくって呼び込めばいいのというふうに思っておりましたけれども、実際、この五つの定住団地等を建てられる際、条件等はどのようなものがあつたのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

家を建てるための条件という話ですが、入居された方とは、美里町若者定住化推進に関する条例に則り、契約しております。

主な条件を抜粋しますと、まず、対象者は、美里町に20年以上居住しようとする者としております。また、その要件として、美里町に住民基本台帳のある者又は住民基本台帳を移すことを確約できる者で、入居する親族の中に16歳未満の子がある者又は40歳未満の既婚者若しくは1年以内に結婚することが確実である者としております。

議員がお話された、例えば家を建てる場合の建築条件みたいなそういったものがないかという話なんです、これまでですね、建築条件として、町内業者を使うということは条件にしておりません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 人口を増やすというのを目的とするのなら、町外からの移住などの条件を付けてもいいと思うが、結果的に条件に合わず、区画が残ったらどうしようもないことです。ただこれまで行われてきた造成事業の結果を見ると、確かに町外から来て家を建てる方は少ないですが、町内で移動が起き、町外に出ていくのを防ぐ効果はあったと思います。

そして、同じくらいの年代の方たちが家を建て、子どもも同じくらいの子が集中し、結果、町内のバランスが変わり、その団地の子たちがいるときには、学

校の生徒数などにも数字で表れていると思います。

これからも、そういう影響は出てくると思うが、今現在、有安工場跡地は基本、企業誘致を進めるとして、今後、町として宅地造成などの予定があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど担当課長が説明しましたとおり、これまで整備した団地は全て完売しております。また、昨今のT SMC進出の波及効果、これは今日の地元紙、熊日新聞にも載っておりますが、第2工場も熊本に建てるというような話もあっているようでございます。そういった本年度から取り組む、そういったことも含めてですね、本年度から取り組む中央北地区での簡易水道事業を最大限に活かすためにも、新たな宅地造成は人口増に向けた有効な手段の一つと考えております。

現段階では、個別具体的な場所、どこということは申し上げることはできませんけれども、今後、農振除外等の規制面も考慮して、併せて議会の皆様とも相談をさせていただきながら、新たな宅地造成の可能性を前向きに模索してまいりたいと考えているところでございます

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 現在、町には、空き家バンクを通して移住・定住をされる方に対して、移住・定住促進補助金が用意されていますが、先ほど話しましたとおり、10区画、20区画の大きさで事業を考えた場合、町内のバランス、あっちに造ってこっちにはない、どんどん人が減っていくとか、また、町が事業を行うことによると、用地取得から議会の承認、造成等、費用的にも時間的にもかかってくると思いますが、そこで民間の事業者が2区画、4区画と造成した場合など、町が宅地を造成して人口増につなげたい思いと、事業者は宅地を造成して販売するという、結果的に両者の思惑は合致し、町の費用は抑えられ、民間のスピードでやることができる。もちろん、誰でもどこでもというわけにはいかず、条件等も必要になると思いますが、そういった意味で、家を建てる人ではなく、そういった造成事業を行う事業者等に対して民間活用、補助については町として考えられないのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどお答えしましたが、新たな宅地造成等、住宅団地の整備や人口増に向けて、非常に有効な手段と考えております。

しかしながら、限られた財源と人的資源の中で、民間企業主導による民間資金であったり、ノウハウの活用による住宅団地等の整備は非常に有効な手段であると考えます。何より、スピード感があるというのが一番いいのではないかと考えており

ます。

議員がおっしゃいますように、大々的に宅地整備をしますと、これは町が介入してやりますとですね、非常に時間もかかってくるわけでございます。ですので、今おっしゃいましたように、小規模なそういった宅地整備、民間がされる宅地整備ですね、どのような補助ができるかということは別にしてですね、建築業、これ協会も町内ありますので、そういった方々といろいろとお話をさせていただきながら、民間もしっかりと生業としてやっていける、かつ、町内に移住者が来ていただける、あるいはしっかりと定住をしていただける、そういったことを踏まえて、いろいろと今後、議論を進めたいというふうに考えるところです。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 現在、町も農振地域の見直しを考えていると思いますが、建築関係の方に話を聞くと、農地転用の手続きが、なかなか簡単には行かないらしいです。宅地に転用して造成するにも、施主も決まって家も建てるという条件がないと、なかなか手続きが進まないということもあるそうです。

そういったところも、町としてぜひ関わっていただき、また、この話は定住施策でもあるが、ある意味、商工振興にもつながっております。民間はリスクを持って事業をしますが、その事業が町の施策と合致するのならば、民間の力を活用しつつ、補助などでぜひ支えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

まずは、前回3月の定例会一般質問におきまして時間がなく、質問ができなかった項目がございました。町営住宅の現状と今後の見通しということで、まずそれを最初に質問させていただきます。

次に、子育て支援事業について、それから3番目に水道事業についてということ

で、3項目について質問をいたします。

まず、最初に、町営住宅の現状と今後の見通しについてということで、最初に入居者の状況と各団地の築年数はどうなっているのかということでお尋ねをいたします。

現在、町内には熊本地震後に仮設住宅を改修された復興住宅、くすのき平、永富、中央庁舎裏、堅志田の4地区を除き、15の町営住宅があると思いますが、ほとんどの団地が建設からかなり年数が経っていると思われます。また、入居者においても防災行政無線等で募集をされておるところでございます。

そこで、現在のですね、入居者待ちを含め、入居者の状況と各団地の築年数をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

現在、建設課で管理をしております町営住宅につきましては、公営住宅法が適応された団地が災害公営住宅を含め14団地、特定優良賃貸住宅が1団地、町単独住宅として、熊本地震で被災者の応急仮設住宅として建設された後、改修整備を行った賃貸住宅を含めた4団地の、計19団地、254戸となっております。

入居者の状況としましては、令和5年5月31日現在で、空き家の戸数が、政策空き家の戸数を含め12戸で、入居率は約95％となっております。

各団地の建設年度につきましては、ほとんどの団地が昭和50年代に建設をされており、昭和60年度までに建設をされた団地が11団地、昭和62年度から平成11年度までに建設をされた団地が4団地、残りの4団地が熊本地震後の賃貸住宅2団地と災害公営住宅の2団地となっております。

築年数につきましても、10の団地が築40年を経過しており、今後5年以内にはほとんどの団地が建物の構造による耐用年数を超える状況というふうになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 築年数については、一部を除いて40年以上が経過をしているということで、これまで修繕工事や外壁などの改修工事を重ねて来られたかと思えます。現在も、萱野の八幡原団地において、2号・3号棟の屋根・外壁の改修が終わり、残りの5・6・9号棟においても、現在工事が行われている状況にあります。ほとんどの住宅が耐用年数を超える状況で、今後の団地のあり方を考えていかなければならない時期に来ているのかと思っております。

入居者においても、今、ご説明がありましたように95％ということで、ほとん

どの住宅が入居済みになっておられると思いますが、高齢者独り暮らしの方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

それを踏まえて、2番目の質問になりますが、住宅の現状についてですね、入居者からどのような要望が出ているのかということでお伺いをいたします。

入居者の方からは、生活上様々な要望や苦情あたりがあると思っています。これまで比較的小さな修繕工事などは、その都度対応されてきておられると思いますが大規模改修工事については、これは計画を立てて行わなければなりません。草刈りや樹木の伐採など周辺の環境整備も、入居者の方々がこれを計画を立てられて実施をされてると思いますが、それぞれの事情でなかなかスムーズに行かないところもあっておるようでございます。

そこで、入居者の方々からですね、現状についてどのような要望、また苦情あたりが出ているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

入居者からの個別の居室の修繕要望などにつきましては、職員で確認をした後、業者に依頼をし、修繕などの対応を行っております。また、団地全体の要望として、樹木の伐採や団地内の施設の修繕・整備などの要望があった場合は、職員での伐採や業者に依頼しての修繕を行っており、令和4年度におきましても、佐俣団地のフェンス改修工事や団地内の樹木の伐採などを行っております。

町営住宅の居住環境の改善につきましては、令和5年3月に作成をしました美里町公営住宅等長寿命化計画第2期におきまして、入居者に対してアンケート調査を行い、入居者の57%から回答をいただいております。回答をいただいた内容を見てみますと、浴室の改善や台所の改善など、水回りの改善の要望や、団地によっては駐車場が不足をしており、駐車場の拡張の要望などが上がってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 要望等については、今説明がありました。町で対応できる要望等についてはですね、速やかに対応していただきたいと思ひますし、高齢者など、生活に不自由されている方もおられると思ひます。建屋の中もだいぶ古くなり、説明でもありましたが、水回りなど使い勝手が悪い所もあるようでございます。バリアフリーなど、今後検討が必要になってくるのではないのでしょうか。

また、併せて、それぞれの団地で自治組織をつくり、運営されていると思ひますが、先ほど申しました高齢化やコミュニティの希薄化など、影響により、役員等の

担い手不足や加入世帯の減少、入居者間のトラブルなど、様々な問題を抱えておられる所もあると思っております。そういったことでの相談とかがあった場合には、丁寧に対応もしていただきたいというふうに思っております。

それから、次、3番目になります。今後の課題と対策ということで質問させていただきますが、町では町営住宅条例に沿って、整備や管理を行っておられると思いますが、合併から18年余りが経過した現在、状況も変化してきているのではないのでしょうか。高齢化が進み、核家族や同居率の低下など、いわゆる世代コミュニティの弱体化が起きてるように感じております。また、災害による特別危険区域に入っている住宅もあると思います。

また、先ほどの答弁でもありましたが、町は今年度、美里町公営住宅等長寿命化計画第2期の報告書を示されております。計画では、美里町の財政状況を踏まえた効率的かつ円滑な更新を実現するための、公営住宅の建て替えも含め、住むための改善や修繕など、具体的な活用策を検討していくとされております。

この計画は、今年度から2034年、令和14年度までの10年間を計画期間とし、前期・後期に区分し、5年後に中間見直しを行うとされております。

そういったことを踏まえ、今後の住宅のあり方として、高齢者に向けての必要な住まいづくり、そして安全な立地場所、そして住まいから生まれるコミュニティの形成など、これからの公営住宅のあり方として重要になってくると思いますが、今後、建て替えも視野に入れた将来の課題、また対策について伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町営住宅の今後の課題につきましては、先ほど説明しましたとおり、ほとんどの町営住宅は築年数が古く、今後5年以内にはほとんどの団地が建物の構造による耐用年数を超える状況となっております。建物の耐用年数が超えたからといって、すぐに住めなくなることはありませんが、将来にわたり町営住宅を適切に管理・運営していくためには、町の将来人口や財政状況等を見据え、建て替えや修繕などを計画的に進めていく必要があると考えております。

加えて、議員ご指摘のとおり、一部の団地におきましては、熊本県が指定する土砂災害警戒区域のイエローゾーンに含まれておりますので、入居者の安心・安全を図る上でも、今後は用途を廃止し、団地を集約するなど、コンパクトシティへの取り組みについても検討していく必要があると考えております。

次に、今後の対策につきましては、現在、建設課で管理しております町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、安い家賃で賃貸する公営住宅が大部分を占めております。高齢化社会に向けての必要な住まいづくりを実現する上でも、高齢者や低所得者向けの公営住宅の整備は必要であると考えておりますが、一方、公営住宅

に入居するには、所得制限があるため、夫婦共働きなどの子育て世代の場合、所得が超過してしまい、入居できずに町外へ転居するなどの要因にもなっております。

若者世代の定住や町外からの移住者の受け入れ先として、中堅所得者を対象とした地域優良賃貸住宅整備事業なども、公営住宅の建て替えと併せて検討し、若年層から高齢者まで、住まいから生まれるコミュニティの形成も図っていきたいと考えております。

併せて、住宅建設の方法につきましても、住宅建設や維持・管理、運営等を官民連携で行うPPP事業や、民間の資金・能力を活用するPFI事業の導入など、積極的に検討していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ただいま町長から説明がありました。課題としては、町の将来人口や財政状況を見据えて、建て替えや改修などを計画的に進めていき、また、土砂災害警戒区域に入る団地が存在することと、団地を集約するなど、コンパクトシティへの取り組みを検討していくというお話でございました。

そういったことを踏まえ、どのような公営住宅にしていけば入居される方々が自由に安心して快適に暮らせるかということだろうと思います。

子ども・子育て世代、中高年世代、そして高齢者世代、全ての世代の人が住んでよかったと思えるような環境づくりを行っていくことが重要であると思いますし、人口減少問題にも大きく関わってくることだと思っております。

住まいという観点から、公営住宅の今後のあり方について、改めて考える時期に来ているのではないのでしょうか。今後の取り組みに期待をしたいと思っております。

次に、2番目の子育て支援事業について、質問させていただきます。

まず最初に、1番目、現在、町で取り組んでいる事業はどうなっているのかということでお伺いします。

子育てと言いますと、経験した人はもちろん、これから経験する人も含めて、大変だと感じていらっしゃる方が多いのではないのでしょうか。特に近年では、共働きが当たり前のような時代になっておりますし、満足できない収入に対して支払いが多く、少ないお金でやりくりをしなければならない。そういった方々も多いと思います。当然、子育てにおいても大変な状況にあると思っております。

総務省が先月4日に公表した集計によりますと、全国で外国人を含む15歳未満の子ども数は、4月1日時点で前年より30万人少ない1,435万人で、42年続けて減少していると発表をいたしました。少子化の流れが止まらない状況にあるわけでございます。

一方で、子育て支援にかかる国の予算は、大幅に伸びております。柱となる児童

福祉費は、九州7県の全233市町村のうち、96.6%に当たる225の市町村で、5年前と比べて増加し、総額では1.4倍に増えているとのこととあります。

各自治体で独自の施策に力を入れておられる所もあるようでございますが、本町においても、第2次振興計画後期において、基本計画として、安心して子育てできる環境づくり、子どもを見守り育む環境づくりを施策に上げ、子育て支援の充実を図っていくとされております。

また、今年度から新たに独自の取り組みとして、出産・子育て応援給付金や育児・教育・保育の完全無償化（0歳から2歳児の利用料）を実施されております。広報誌等にも掲載されてはおりますが、改めて具体的な内容とこれまでこういった取り組みをされておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今年度から実施しております出産・子育て応援給付金事業と幼児教育・保育の完全無償化の具体的な内容やこれまでの子育て支援事業についてのお尋ねでございますが、まず、出産・子育て応援給付金事業につきましては、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、国からの補助金である出産・子育て応援交付金を活用したものととなります。

具体的には、経済的支援としまして、妊娠届出時に7万5,000円、出生届時に7万5,000円をそれぞれ支給いたします。国の補助金の交付要項上の基準額は、それぞれ5万円を支給することとされておりますが、本町ではこれに2万5,000円を独自にそれぞれ上乗せして支給することとしております。

また、この事業につきましては、支援が手薄であるとされる0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援も併せて実施することとされております。

次に、幼児教育・保育の完全無償化でございますが、これも経済的支援の一つでございます。令和4年度までは、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する0歳から2歳児の利用料・保育料でございますが、市町村民税非課税世帯などの一部を除いて、負担する保護者等の市町村民税所得割が高くなればなるほど、それに対応する階層区分に応じて、利用料・保育料も高くなる仕組みでございました。

本町では、この部分が無償化とするため、美里町特定教育保育施設及び特定地域保育型保育事業利用者負担金徴収規則の全部改正を行い、完全無償化を実現しているところでございます。

ご質問後段の、これまでにどのような子育て支援事業の取り組みがなされてきたのかにつきましては、主な町独自のものとしまして、第1子から第3子に10万円、

第4子以降20万円を支給する出生時祝い金支給事業のほか、6歳未満の幼児の保護者等を対象とした無料のチャイルドシート貸付事業、中学校3年生を対象とした公営塾による学習機会の提供、18歳までの医療費を無料にする子ども医療費助成事業等にも取り組んできているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 今、説明がありました。本町においても、様々な施策に取り組まれ、努力をされているということがわかりました。

出産・子育て応援給付金については、国からの補助金5万円に本町では2万5,000円を独自に上乗せし、支給をされているとのことでした。

私は、子育て支援には3通りがあると思っております。一つは、今お話がありました給付金等を支給し、生活の安定を図る経済面のサポート、それから2つ目は健康面のサポートであります。健康面においては、自治体主導で子どもの健康診断や育児相談会を開いたり、予防接種の無料化などがあると思います。そして、もう一つは、3つ目、保護者のサポート、これも含まれると思っております。特に乳児期の子どもさんに関しては、親がつきっきりになることも多く、ストレスが溜まっていくことは、これは珍しいことではありません。そういったときの悩みを専門家が話を聞き、アドバイスをする機会や場所を設けている自治体もあると思います。

次に、2番目になります。今後、更なる支援を行っていく考えはあるかということでご質問させていただきます。

県内で15歳未満の人口が減少したのは、38市町村に上ると、5月5日のこどもの日の新聞に掲載されておりました。最も減少したのは球磨村の30.6%で、次いで美里町の22.7%、そして相良村の18.9%と、本町において、いかに子どもの数が減っているかがわかるかだと思います。少子化対策に併せて、更なる支援や工夫が必要だと考えます。

具体的には、小学校・中学校の入学時の祝い金や、修学旅行の一部助成、また小学校入学時のランドセルの現物支給や、返還不要の給付型奨学金など、様々なニーズに応えていかなければならないと思っております。

限られた予算を重点配分できるかは、財源の確保と、やはり首長、これは町長の意思・考えだと思いますが、本年度の施政方針でも述べられておられましたけども、子育て施策が充実することで、少子化対策へも当然つながってくることだと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員のご質問にも今ありましたけども、小・中学校入学時の祝

い金であったり、修学旅行の一部助成、あるいはランドセル等の現物支給、返還不要の給付型奨学金などは、少子化対策における有効な子育て支援策であると考えます。

現状では、先ほど説明がありましたように、今年度から幼児教育・保育の完全無償化、出産・子育て応援給付金への町独自の上乗せ、学校給食の半額助成などを行ってまいります。また、これまで実施してきました子育て支援の様々な取り組みにおきましては、引き続き継続してまいります。

なお、国におきましては、こども未来戦略会議において、6月の骨太の方針2023までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとしており、今後はその方向性を注視していく必要もあると考えています。

そのような中、子育て支援策は、それぞれの自治体間での競争となっており、今年度から始めた、先ほど申し上げたような施策もあることから、今後の更なる支援策を早々に申し上げることは控えますが、子育ての場として美里町を選んでいただけるよう、財源の確保も含め、より効果的な支援策を模索するとともに、現在行っている支援策の更なる充実等、しっかりと合わせて検討してまいりたいと思います。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） はい、町長から見解をお伺いしました。

子どもは社会の宝であり、希望であると思っております。未来をつくる存在と言っても過言ではありません。子どもが健やかに育つこと、そして子育てを支えることは一人ひとりの子どもやその保護者の幸せにつながるのだと思っております。

大きく言えば、引いては将来の国の担い手を育成する、基礎を成す重要な未来への投資であると思っております。社会全体で取り組むべき重要課題の一つだと考えます。

しかしながら、昨今の子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産を諦める人たちが悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人たちがいらっしゃいます。このような状況を考えますと、行政が子ども・子育て支援を質・量とも充実させるとともに、家庭や学校、地域や職場など、社会全体においても子ども・子育て支援の大切さに関心や理解を深め、それぞれが協力して役割を果たしていくことが大切であると思っております。

先だっの新聞に、和水町の子育て支援について、第5子以降、祝い金100万円と掲載されておりました。どこの自治体においてもですね、先ほど町長のお話にもありましたが、競争のような感じになっております。力を入れておられるようでございます。

政府は、このほど、先ほど話もありましたけども、次元の異なる少子化対策の素案を公表いたしました。こども予算の倍増を2030年までに実現を目指すとしております。国のこども支援に対する具体的な取りまとめが示されれば、お話にもあったように、町としてもより多くの支援が可能になってくると思いますので、ぜひ、美里らしい施策を考えていただいて、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会を目指していただきたいというふうに思っております。

それでは、最後になります。3番目の水道事業について、お伺いをいたします。

まず1番目の、中央北地区簡易水道事業についてということで、現在の進捗状況ですね、それと今後の計画予定をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 現在の進捗状況について、ご説明を申し上げます。

昨年度、熊本県より創設認可をいただき、令和5年度から令和14年度までの10年間で、中央北地区の上水道整備事業を計画しておりますが、本年度は、令和5年度と令和6年度の実施設計業務を発注し、業務委託契約を行います。令和5年度の工事としましては、小筵の水源地から萱野に設置予定としております送水ポンプ所までの送水管布設工事予定のうち、今年度は約1,000メートルの送水管布設工事を予定しております。また、萱野地内に予定の送水ポンプ設置箇所の地質調査も併せて行う予定としております。

今後の計画予定としましては、令和6年度に、送水ポンプ場までの送水管残りの布設工事と小筵水源地の整備、中央北地区の配水場の整備に取り組む予定です。その後、令和7年度からは、まず、下中郡地区への令和9年4月からの給水開始に向けて、配水管の布設工事を行っていき、中央北全地区給水開始に向けて、順次配水管の布設などの工事を行います。最終給水開始地区は、令和15年4月を見込んでおります。

なお、給水開始が進み、給水人口が増えてきますと、小筵水源地の水量だけでは補えない部分が出てきます。この分につきましては、甲佐町より塩素滅菌処理後の水を買取り、小筵水源地の水と一緒に送水ポンプ所から配水池に送る計画をしております。今後、本年度中にはですね、甲佐町との協定を結びたいというふうに考えております。

上下水道課としましては、少しでも早く、安全で安心な水を住民の方に届けられるよう、上水道整備工事に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 今、説明がありました。今年度からスタートいたしました中央

地区の簡易水道事業でございますが、3月の全員協議会において、年次計画も示されました。また、5月に行われました町政座談会においてもですね、中央地区を中心に説明がなされたところであります。

始まったばかりで、これからが本格的に工事に着手されていかれると思いますけど、順調にいけば令和9年4月から下中郡地区から給水開始とのことであります。また、小筵水源の水だけでは補えない分については、甲佐町より買い取るということで、今年度中に甲佐町と協定を結ぶとの説明であったかと思います。

一大事業になるかとは思いますが、大切なことは、令和9年からの給水開始を遅らせないようにすることだろうと思います。大規模な自然災害等が発生した場合は別として、工事期間中の事故防止も含め、前倒しできる分はですね、前倒ししていただいて、1日でも早く、安心して使える水が供給されるようお願いしたいと思っています。

それから最後になります。水道事業の広域化ということで質問させていただきます。

県は今年度市町村単位か一部事務組合で経営されている県内の水道事業の集約に向け、課題整理を進めると発表をいたしました。3月に公表した広域化推進プランでは、県内を6のブロック、有明地域・阿蘇地域・熊本中央地域・環不知火海地域・球磨地域・芦北地域に分割し、資機材の共同調達や水道料金・財務会計など、システムの共同化経営の統合化を推進するとしていました。広域化によるコスト削減額は、年間5億4,000万と見ており、メリットを活かしてコストを抑えられ、職員の技術継承や人材育成にもつながるとしています。ただ、事業者によっては、外部に委託している業務にバラツキが出たり、資機材の規格が違ったりと課題が多く、合意形成がスムーズに行くかは不透明だとしております。

こういった県の意向を踏まえ、町全体の水道事業の方向性を今後どう模索していくのか、ご見解をお伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 熊本県が3月に公表した、熊本県水道広域化推進プランでは、美里町は八代市・宇土市・宇城市・上天草市・天草市・氷川町・苓北町・八代生活環境事業組合といった地域と一緒に、環不知火海地域ブロックに位置づけされております。

このブロックは、非常に広域的であり、浄水場が近接しているわけではありません。また、議員がおっしゃいますように、資材の規格が違ったり、管理運営方法が異なったりと、現時点ではどれくらいのスケールメリットがあるのかわからない状況であります。

なお、県からも、自治体の多くは施設が小規模なため、統廃合の費用が施設廃止による経費削減を上回ることが想定され、メリットが出にくいとの話も出ていているところであります。

今後、熊本県におきましても、県水道事業基盤強化推進協議会の中に設置します検討部会において、課題等を整理された後に具体的な方向性を示されると思いますので、その議論を注視していきたいと思っておりますし、町の水道施策にメリットになるような内容となることを望むところでございます。

併せて、この話はこの話として、町はしっかりと給水、決められた期間に給水できるように、粛々と整備を進めていく必要があると考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 説明がありました。

町としてはですね、近年、中山間地などにおける過疎化の進展、また限界集落化など、多くの地域において集落の小規模化や高齢化が進んでおります。

しかし、どんな小規模集落であっても、飲料水などの生活用水は、これは必要不可欠であります。水道無普及区域という言葉がありますが、そういった地域に住んでおられる方もおられ、通常そういった地域は山水など、身近な水源地から自分たちでつくった施設や組織で水を供給する超小規模水道を運営していらっしゃいます。本町においても、そういった地域は少なくないと思います。雨が降ると濁り、とても飲料水としては使えません。お風呂にも入れない状態のときもございます。逆に、それに慣れて生活をされている方もおられます。

先ほど、お話がありましたが、今年度から中央北地区簡易水道事業が始まり、急がれておりますが、これも最重要な事業と認識はしております。しかしながら、広いスパンで考えたとき、町全体としてこの水問題をどう解決していくか、今後も議論を重ねていく必要があると思っています。

今朝の新聞に、T SMCの第2工場ですかね、これが熊本に、と大きく載っておりました。場所等も含め、まだ具体的には示されておられませんけども、県央においても、波及的効果が出てくる可能性も十分あります。

そういった企業誘致にも水は欠かせない課題だと思っております。町全体に安心して使える水が1日も早く整備されることを願っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時といたします。

—————○—————

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、7番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 7番、濱田でございます。質問をさせていただきたいと思えます。今回は、移住・定住について、空き家対策について、農業経営維持について、中央北地区水道事業について、四つの通告をしておりますので、質問をいたします。

まず、はじめの、移住希望者の相談や受け入れ体制、現況と今後どのように進めていかれるのかということでお尋ねをしてきたいと思えます。

今年の3月末、合同常任委員会の視察で、長崎県の五島市に移住・定住についての視察をしております。移住者数が全国の中でも上位にランクをされ、テレビ放送でも多くの移住された方が出演をされております。視察の目的の中に、移住を希望される方が五島市に何を求めて、離島である五島市に來られているのかを個人的に知りたくて、も現地を視察したところであります。

2007年には、年間20人前後の受け入れをされておったんですが、その後2015年には移住・定住の支援員4人体制、うち1名が職員ということを整えられて、子育て世代の若い夫婦をターゲットに受け入れを伸ばされてきておられます。2018年より地域協働課という課を新設をされ、それから5年連続で年間200人以上の移住者を受け入れられている状況であります。移住支援員を配置をされ、ワンストップで相談体制ができ、移住を考えられている方にとっては、親身に相談できることから、多くの移住につながっていると感じたところでもあります。

また、五島市では、多くの移住者への支援制度があり、離島であることから、移住希望者定住支援補助金を設け、旅費の補助金をはじめ、引越し費用や奨学金返還支援助成金、短期滞在住宅の整備、有人国境離島法の補助金を活用されておりました。また、五島市のハローワークとの連携で、多くの求人情報を提供され、短期滞在期間も利用され、移住後の仕事の不安を解消できる仕組みは学ぶところがあったと感じております。移住をしたい方にとって、知らない街で知らない方と話し、移住先を決めていかれるということになるので、親身になって相談できる環境が一番大事であると痛感したところでもございます。

美里町においても、移住希望者の相談のことや受入体制、現況と今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、移住希望者の相談の現況についてですが、令和4年度で57件、令和3年度は35件ですので、相談件数は少し増えております。ちなみに、年代別では、40代から70代が20%前後とで拮抗しており、続いて30代と20代が10%強となっております。相談者の居住地別では、県外の場合、大阪、東京、福岡の順。県内の場合、熊本市、町内、宇城市、上天草市の順で多くあっています。

次に、受け入れ体制についてですが、移住相談は、美しい里創生課まちづくり政策係で所管しており、担当職員1名と空き家対策を担当する地域おこし協力隊1名の合計2名体制で対応しております。

今後につきましては、まず、今年度新たに移住コーディネーターとして、地域おこし協力隊を採用してまいります。これにより、移住者の住まいや仕事、地域への溶け込みなど、これまで以上に移住者に寄り添った支援が可能になり、五島市のようにワンストップで親身な対応に近づけるものと考えております。

また、移住相談増に向けた取り組みとしては、東京で2回、大阪で1回、福岡で2回、オンラインで3回、これ最高になりますけど移住相談会への参加を予定しておりまして、移住者向けのPRを積極的に展開してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 現在は、美しい里創生課で職員が一人の方と地域おこしの協力隊の方が受け入れる相談相手をされているということと、今年度から移住コーディネーターという地域おこし協力隊を採用したいということでありますので、移住を希望される方は、ワンストップ等でそういう相談ごとができて、「さあ行くぞ」というような雰囲気になっていけば、美里町にもより多くの移住の方がお越しになるようなことだと感じたところでもあります。

いろいろPRとかもあると思うんですけども、まずは、美里町に興味を持っていた方に相談相手の方が寄り添ってお話を進めていけば、確率が高いようなかたちになると思いますので、そのような体制を一日でも早く構築をしていただいて、移住者の相談相手を万全の体制でやっていただきたいという希望があります。

五島市でも、多くの移住が来ておられますけども、一番思ったのは、ネームバリューが一番大きい部分ではあったかと思いますが、いろいろな補助金制度もあり、短期滞在型の受け入れる居住スペース等もあったということで、見習う点は多くあったかと思っております。

移住・定住については、以上で終わりますが、それに絡みます空き家対策等について、お尋ねをしてまいります。

空き家の利活用について、今後町はどのように進めていかれるのか、お尋ねをし

ます。全国的に空き家が増加する中、美里町でも平成30年度の町独自の調査では、町内全域で523件となっている戸数になります。空き家数の内訳では、居住可能な物件が68件、修理が必要な物件が216件、居住不可能な物件が166件、その他居住に則しない物件が73件であることが調査でわかっております。それから5年が経過しており、総数含め、件数が増加になっていることだと思っております。

このような全国的な空き家の問題を受け、国は問題の抜本的な解決策として、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、国・県・市町村が連携して、空家等対策を総合的に推進していくこととされております。

美里町でも、令和4年4月に美里町空家等対策計画を定め、本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定され、本町の空き家対策の基礎となる計画を立ててあります。その中で、第3章の1の2では、地域住民、民間事業者と連携した対策の取り組みがあり、空き家等の問題は地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題として捉え、地域住民の参加のもと、民間事業者と連携を図り、空き家等の適切な管理や利活用を相談し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指すとしてされております。

また、3の2では、相談体制の整備等について謳っております。これは、空き家等の問題は、多岐にわたることから、相談窓口を設置し、関係団体と連携した相談体制の整備を行い、関係団体と連携した相談会の実施などにより、利活用及び適正管理に係るマッチングを図るよう検討するとされております。

また、4の1では、地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など、地域貢献について利活用可能な空き家等については、所有者の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供し、町において修繕を実施し、移住のためのお試しハウスとしての活用や、跡地を地域防災に活用するなど、地域住民と協働した活用について検討するものとされております。

このように、美里町は、空き家等対策計画がございしますが、今までは実施計画が目に見えることがなく、美里町へ移住したいとの相談を受けたことがありますが、活用できる空き家がなく、やむなくお断りをした経緯もあっております。

人口減少が進む本町では、空き家対策を町の重要課題と位置づけ、1軒でも多くの空き家を利活用できる仕組みづくりを整えていくのが肝要かと思っております。

空き家の利活用について、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、空き家の現状につきまして、昨年度から目視や近所の方の情報を基に、空

き家の調査を行っております。まだ完了しておりませんが、速報値として519件ある状況です。ちなみにですね、前回と件数があまり変わらないと。理由につきましては、この調査で新たに空き家になったものから、既に解体もされてらっしゃるところもありますので、その解体済みのものや利用中の家を差し引いた結果、519件というかたちになってます。

空き家バンクの登録件数は、現在10件。これまで延べ50件の登録を行っております。そのうち18件が成約している状況です。

今後につきましては、まず今年度新たにお試し住宅の整備を行います。国の社会資本整備総合交付金の配分通知がありましたので、今回の6月議会に関連予算を上程させていただいております。

事業内容は、まず町内の空き家を募集・選定し、町が借り上げ、改修を行うもので、本町への移住を検討している移住者に、美里町で暮らしていただくための住宅や仕事を探してもらう間、お試し住宅として利用してもらうものです。協力隊の当面の居住場所としても利用できると考えております。

ほかにも、本年度から空き家バンクへの空き家登録件数を増やすため、司法書士会に依頼して相続相談会を開催するとともに、空き家のリフォーム等に活用できる移住・定住支援補助金の限度額を75万から100万に引き上げ、さらに移住希望者がホームページでの空き家の内観等を360度ビューで確認できるように改善し、併せて、売買可能な農地付き空き家等の情報を収集し、掲載していくこととしております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 今、ご説明いただきました中で、お試し住宅の整備をするということで、この議会に予算が計上されているということでもあります。これは、私も調べたところで、社会資本整備総合交付金という国からのお金を使用されるということで、ありがたい制度を利用することができるということで、嬉しく思います。ま、今年は1件というような意味合いだと思うんですけども、五島市に行ったときには、複数箇所が整備をされて、お試し期間をこの家を使っていたきたいというようなかたちをとっておられました。

この国の社会資本整備総合交付金というのは、先ほど課長の説明では、枠の中に入ったということであるんですけども、毎年これは申請等ができて、利活用ができるような仕組みになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

毎年ですね、手を挙げることは可能です。それで採択されるかどうかとかですね、それはまた別の問題になりますが。それと、毎年と言いますか、来年もまた手を挙げるかどうかについては、とりあえず今回整備したものがうまくいくかどうか、そこもきちんと見極めながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 申請はすることはできるということではありますが、まず、今年、お試しハウスを造るところを検証して、また次年度以降につなげたいということでした。

先ほどの説明の中に、リフォーム代、今は75万円を100万円にという上限が上がっていきますという説明をいただきました。今、全国でも空き家を改修して、それを民間業者が手を施して、それを再度貸し付けるようなかたちで、空き家の家主さんは何も金銭的に生まれえないような状況でリノベーションができて、それを賃貸物件としてなされる事業が全国であっております。そういったような民間との連携が町でもできていかないのかなと常に思っているところであります。

民間業者との連携、空き家の利活用を促す取り組みを、ぜひ町も進めていくべきだと思いますけども、その民間業者との連携についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員からご提案をいただきました、民間事業者が空き家を借り受け改修し、利用者に貸し出すようなことができれば、町としましてもとてもありがたいことだと思います。これは推測ではありますが、そのような事業の収益が成り立つためには、少なくとも改修費用、それから借主からですね、借り受けの費用、これを上回る収入、つまり家賃が必要だと思われます。

入居者が払う家賃がどれくらいになるのかというのがちょっと不明ではありますが、本町でもぜひ、その収益が成り立ってですね、やってみたいと思われるような事業者がおられるのであれば、町としてもぜひ協力をしてまいりたいというふうに思います。

なお、今年度取り組むですね、新たに取り組むお試し住宅は、同じスキームではないかというふうに思っております。違うのは、事業主体が民間ではなくて、国の社交金を活用した町が行うところにあります。

いずれにしても、民間事業者の活用の・・・は、議員のご指摘のとおり、企画力次第というところがあるかもしれませんので、あらゆる可能性を排除せずに模索

していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 民間の活用ということでございます。実は先日、先日と言いますか、今年1月にですね、講演で聞いたところの話であります。福岡県の福津市、そこに津屋崎という所があります。ここでは、元々移住された方が地域おこしを始められて、それが発展して、今民間の団体になっております。その民間の団体の名前が「暮らしの間屋」ということで、そういった組織をつくられております。

要は、大家さんが空き家の改修費を負担する必要のない、改修資金サポートプランというものをですね、ここはつくられておまして、大家さんの代わりに、その暮らしの間屋が改修費を全額負担し、賃貸できる状態へリフォームをされます。かかった改修費は、毎月の賃料の一部から一定期間かけて、この前のお話では、例えば大家さんにですね、もう10年ぐらいの契約でお借りをすると、10年かけてその暮らしの間屋が投資した分を回収する、そしてその大家さんにもわずかではありますが賃料を渡すと、このことによって、大家さんに賃料も入ってきますし、固定資産税等の負担も抑えることができるというような仕組みを作っていらっしゃる所もあります。

こういうやり方もありますし、なお、そこは今度は荷物の整理とかですね、あとは、知らない人に貸すのが不安だということも親身になって対応すると、そういったのを一手に引き受けるような、そういった団体をつくられているということです。

そういったいろんな成功例を参考にさせていただきながらですね、これをどこが担うのかということも含めて、将来的に考える必要があると思います。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 町長より、講演があったということを聞いてお話をいただきました。福岡県だったらそばにありますので、暮らしの間屋ということを我々もちょっと勉強していきたいなと今思ったところです。

もったいなく思うというのが空き家だと思うんです。可能性がある事業を何か一つでも二つでも見いだして、人口減少に少しでも歯止めがかかるような政策を議会と執行部で考えていければなと思ったところでございます。

以上で、空き家対策について終わりたいと思います。

3番目に、農業経営維持についてお尋ねをしてみたいです。

本来ならば、質問事項のことについては、農業の振興ということで書くのが普通かなと思ってところなんです。もう現在は農業の経営を維持するというようなこ

とが正しくなってきたという思いで、質問事項の農業経営維持ということでお尋ねをしてみたい。

農業経営を支えている補助金等、国・県・町について、町の対応と支援体制はどのように考えておられるのか、お尋ねをしてみたい。

国が進めている補助金制度は、農業者の高齢化や担い手不足、食糧自給率の低下など、問題を解決するために国や地方団体が事業にかかる資金の一部を給付する制度であります。国の補助制度は事業規模拡大が要件の中にあり、平坦部の農業経営と美里町のような中山間地域の農業経営では大きく異なることになります。

議会では、昨年度の国会要望活動の項目に、中山間地域等直接支払制度と国庫補助事業農業用機械導入事業等の要件緩和について、県関係の衆・参の国会議員の方へ要望活動をしてまいりました。

中山間地域等直接支払制度の要望内容としまして、加算措置等の支援対策を拡充するのではなく、交付単価そのものを増額していただきたい。農地の保全等を行っていただいている農業者の方へ少しでも多くの交付金が交付されますよう、制度の見直しを求めたものであります。

また、国庫補助事業、農業用機械導入事業等の要件緩和について、これは、美里町のような中山間地での農業を維持させ、地域社会を維持していく観点から、農作業の効率化及び省力化を目的として、様々な国庫補助事業、特に農業用機械の導入事業に申請を行ってはいるが、事業採択要件であるポイント制の国庫補助事業の場合、経営面積の拡充などのポイントの要件が非常に厳しいことから、中山間地域の小規模な農業者についてはポイントが取れず、補助事業に申請しても採択を受けられない現状を伝え、中山間地域の維持・振興に向けて、地域の特性について、本要望活動を行ったものであります。

本年度の国会要望でも、この二つの要望内容を継続し、中山間地の農地の耕作を維持される農家の負担軽減になるよう努力していきたいと、個人的には思っております。

そのような厳しい農業の経営ではありますけれども、美里町の5年後・10年後はどのようなになっているのでしょうか。高齢者の農業者は離農をされ、ほ場を整備された水田もしだいに休耕田となり、畑地においてはますます耕作放棄地が増大すると予想されております。

町では、県内でも一早く町単独での農業機械導入支援対策を設け、3割補助、上限100万円ではありますが、農業者にとっては大変ありがたい支援制度を設けてございます。認定農業者は個人でも申請できる仕組みはあるものの、代々引き継がれている田畑を維持されている兼業農家は、個人での申請が認められていないもの

の、3経営体で組合等を組織し、申請は可能となっております。しかし、地域によれば3経営体の確保もままならない地域もあるのではないのでしょうか。

この農業機械購入支援対策の更なる要件緩和等、どのように考えていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

美里町農業用機械導入補助金につきましては、町内にて農業を営む農業者組織等が農作業の効率化・低コスト化などに取り組むことで農業の振興を図る目的といたしまして、平成26年度より事業を実施しております。

その後、要項等の改正を行いまして、現在の補助対象者といたしましては、町内に住所及び主たる事務所を有する認定農業者及び新規就農者、3戸以上の農業機械共同利用組合、農作業受託組織などの組織を対象といたしまして、農業経営に必要な農業機械や農業用機械の附属機器及び施設園芸の生産資材などの経費負担の軽減を目的に、補助対象経費、消費税抜きではございますけれども、そのうちの3割以内で100万円を上限に補助をしているところでございます。

また、補助を行う上での要件につきましては、農産物の生産拡大や地域の農地保全等のために真に必要な機械であること、経営規模や事業計画に応じた機械性能であること、機械の価格が50万円以上であることなど七つの要件を定めております。

議員ご質問のとおり、代々引き継がれている田畑を維持されている兼業農家の方々は、3戸以上の農業機械共同利用組合を立ち上げていただく必要がございます。しかし、兼業農家の方々も、農地を荒廃化しないように守っていただいていることも真実でございます。

補助対象者の拡充につきましては、その妥当性や他産業との整合性や平等性などを含め、今後慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 元々この制度につきましては、先ほど説明がありましたとおり、3戸の農家と、三軒要件と言っておりましたが、三軒要件の条件がありました。しかしながら、この三軒要件だけでは、農業を生業として美里町農業の中心的な割を担っていただいている認定農業者の方々にメリットが少ないということで、認定農業者の方々に関しましては個々の申請も補助対象に改正したところであり、現在、この制度を多くの農家の方々にご活用いただいている状況でございます。

大変有意義な制度と認識しておりますが、この財源は町の単独予算となっております。予算額も年々増加をしている状況でありまして、来年度からは予算の枠とい

うものも必要ではないかという議論も開始したところでございます。

しかしながら、先ほど説明にもありましたとおり、兼業農家の方も農地を荒廃化、農地が荒れないように守っていただいているということも、これも事実でございます。そのようなことから、認定農業者の方々とのバランス、それから財源の問題、そして兼業農家の方々を含む営農者の方々の、その推移というものを見極めながら、今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 闇雲に拡大するというのは本当に財源等が絡みますから、厳しい部分ご理解しております。ふるさと納税、先ほど質問にもありましたような流れが好循環が生まれていくような町になっていけばですね、そういったところにも施しができることではないかなと今感じたところでもあります。

農地を守るというのは、非常に大きな役割だと私も感じておりますので、町の財源の確保ができるような見極め等をしていただいて、今後につなげていっていただければと思っております。

また、町では指定振興作物を指定をされ、苗の購入費の一部、3分の1の条件がありますが、支援をされております。野菜物は草取りなどの手間がかかり、生産が厳しい現状であるということから、現在ではユズを始め多くの果樹を生産される農家が増えつつあります。この振興作物の品目の拡充を図り、農地が継続される支援制度も今後は大事な支援要件だと感じておりますけども、この振興作物の拡充等、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

町の特産物につきましては、農業特産物の生産振興を図るため、指定振興作物を選定し、一人当たりでございますけれども、種苗代・資材代などの生産資材を購入価格の3分の1以内で10万円を上限として助成しております。

指定振興作物の選定につきましては、美里町総合農政推進協議会におきまして、J Aなどの関係機関や農家代表の委員の方々からご意見を聴きながら取り組んで、作物の選定を行っております。

現在の指定振興作物といたしましては、振興野菜5品目、振興果樹6品目、工芸作物1品目を指定しております。

今度、新たな指定振興作物を選定するため、現在、美里町内の農地に適した作物といたしまして、里芋の栽培に取り組むことができないかと検討しているところでございます。

また、熊本県やJ Aなどの関係機関と連携を取りながら、できるだけ手が掛から

ず、高収益が見込まれる農産物を特産品として指定し、町の農業振興に向けた取り組みを図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 指定振興作物については、野菜類が5品、果樹のほうは6品、工芸作物、これはお茶になるということですが、一つということになっております。総合農政で議論をして、選定を検討していきたいということで、里芋という品目がありましたけども、私も里芋については美里町には非常に合ってる作物だと感じております。私のそばには養鶏場がありまして、無料で鶏糞をいただけるようなことにもありますので、肥料代がそこでだいぶ抑えられるというような流れもできますので、その作物、里芋ということについては、検討していただければ農家の収益にもつながっていくと、今思ったところであります。

そのほか、もう一つお尋ねをしていきたいと思います。

国・県の補助制度に、精通した職員さんがおられると、多くの補助制度を活用し、農業以外でも商業・工業・福祉・子育て・医療・観光などの分野でも恩恵を受ける事業展開が始まり、美里町の経済を振興する仕組みが生まれる可能性があると思っています。

補助制度に特化した役割を担う職員の育成も必要であると思いますが、町の対応として、この支援体制をどのように考えていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 補助制度に特化した役割を担う職員の育成ということでございます。農業に関して言わせていただきますと、農業は生きていく上で欠かせない、これは食を支える大切な役割を担っているのと同時に、田畑を維持することで国土の保全にもつながるため、多様な補助制度が用意され、手厚い一方、その内容は複雑でわかりにくいものがあるのも事実であります。

そのため、本町では、多様な補助制度の中から、本町の立地条件等にマッチした補助制度を選択し、農家の方々の負担軽減につながるような情報の共有に努めているところでございます。また、昨年度より、農業の担い手不足解消や農業所得向上を図ることなどを目的としまして、専門的な知識を持つ営農相談員を配置し、支援体制の強化を図っているところでございます。

これから後は、全ての課等に関係することではありますが、職員は限られた中で様々な業務をこなしている現状でございます。補助制度に特化した職員を配置することは難しい状況ではありますが、個々の職員のスキルの向上、つまり育成と併せて、それぞれの担当分野で情報能力の向上というものを目指していければと

考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） やっぱり担う職員の育成ということで、ちょっと大げさな言い方もした部分もありますけども、補助制度、非常に農家でいえばわかりにくい部分も多ございますので、各担当のときには一生懸命になってスキルアップにつなげて、農家のため、またほかの分野の皆さんのために育成をしていただければと思ったところであります。

それでは、最後に、中央北地区水道事業についてお尋ねをいたします。

本年度から約10年の年月と30億円以上の予算で、中央北地区への水道整備事業が始まります。計画では、水源を小笠の荒崎の井戸水と、その後は甲佐町からの余剰水を購入し、カントリーパークに配水場を設け、自然流下で北地区の全域に配水され、令和9年4月に下中地区の給水が始まる予定であります。その後、上中地区、萱野、馬場の一部から給水が始まる予定であります。

令和8年度に中央北配水場から国道218号線を通り、神園の交差点を右折し、中郡線に配水管の布設が始まり、給水管を布設後、令和9年4月に下中地区への給水が始まるとされております。

この中郡線の配水管布設後、近隣の地区から給水時期を早められないかと強い要望があった場合は、どのように対応されていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

基本的には、年次計画どおり工事を進めてまいります。水道組合又は地区の既存水道施設が故障したなど、緊急性等が認められる場合であって、給水工事が可能な範囲の地区であれば、早期給水対応も検討することもあり得るというふうに考えております。

再度、申し上げますが、基本的には年次計画どおり、工事を進めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 計画どおりにことは進めていかれるということではありますが、緊急を要したときには可能な範囲でということも説明をいただきましたので、万が一、いろいろな場面ができたならば対応をしていただきたいというところでもあります。

次に、5月に開催をされました町政座談会の説明に使われた資料の中のもので、中央北地区の水道整備の一般平面図、年次計画で表してある資料がございます。そ

れには、新設される給水区域が示してございます。その大半は、現在住宅がある地域をカバーをされております。一部では住宅がない地域も給水区域となっている地域もございます。

今後、この新設される給水区域の見直しはあるのか、お尋ねをいたします

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在の中央北地区での計画給水区域は、住宅地となり得る可能性が見込まれるような地域を考慮して、申請を行っている状況であります。これらの地域の中には、現時点では農振指定されている土地もございますが、そのような地域は今後、農振除外をですね、積極的に進めていきたいと考えております。そのことによって、定住者の増加を図っていければと考えます。

なお、将来計画給水区域外で町営水道の利用が見込まれる場合には、その都度、拡張に向けた変更認可申請の検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、先ほどの質問で、年次計画どおりに進められるかという話であります。実は、法改正によりまして、令和6年度4月1日からですね、簡易水道が厚生労働省から国土交通省、それから環境省に移管されることとなります。6月1日からその法が施行されることとなります。今後、その補助制度等ですね、どうなっていくかということに今、非常に注視してるところであります。予算がしっかりと確保できれば、できる限り早く給水できるように頑張っていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 町長のほうから、給水区域の見直しは、農振の関係で今から見直すところもあるという話でもあります。また、令和6年から、所管が移るということで、一日も早くこの中央北地区の水道は整備がなされたほうが町のためにもなるということでございますので、今からアンテナを張っていただいて、補助を受けられるところは補助を受けて、1年でも2年でも前倒しができるような水道事業を展開していただきたいと願っておるところでございます

以上で、私の予定しておりました四つの質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時5分といたします。

—————○—————

休憩 午後1時49分

再開 午後2時05分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛君の一般質問を行います。隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部でございます。通告に従い質問いたします。項目といたしまして、3点ほどあります。

1、浜戸川河川改修工事について、2、移住・定住関係の支援制度について、3、美里町入札について、この3項目を質問いたします。

まずは、1の項目の、浜戸川河川改修工事についてです。浜戸川の現状について、②のこの現状に対して、水害を防ぐため、川の流れを変える等の要望を町からできないのか。これらは関係性がありますので、2点同時に質問いたします。

ここで、システム内に写真を入れておりますが、同期して皆さんにお見せしながらの説明をすることを許可願います。

○議長（上田 孝君） 許可いたします。続けてください。

○4番（隈部 寛君） ありがとうございます。

まずはですね、浜戸川は通称原田の瀬戸山地区と打吹の熊取地区からの源流で、上中郡で合流し、馬場区・有安地区・大沢水地区を通り、大沢水川と合流し、本流浜戸川に注いでいます。

近年の気象、亜熱帯化で線状降水帯の1時間での雨量が50ミリ以上降れば、浜戸川は氾濫します。氾濫箇所ですけど、写真で説明したいと思います。皆様、同期のほうをよろしく願います。

それでは、氾濫・浸水した所から説明いたします。

①ですけど、これはJAの前の成松電機の車庫の前でございます。ここはちょっと低くなっておりまして、ここで写真のとおり、約30センチの浸水が発生しております。この写真の提供いただいたのは、この人たちの前の過去の状態での、この辺まで来たという、そういうちゃんとしたことで写真撮っております。

2番の説明行きますですけど、ここはですね、ナフコのちょっと下側になりますですけど、田んぼが2枚ぐらいあります。ここを約20センチ超えたということです。で、氾濫・浸水していますですけど、ここは6番になりますですけど、ここが今地元の人が立ってられるとこの田んぼ側の斜面になります。こういうふうに、水で削ってしまってるわけでございます。そして、ここは田んぼではありましたがですけど今は砂利層になりまして、浸水の度合いがわかると思います。

何でこういうふうになったかと言いますと、8番のここが、川幅が9メートル70に対し、10番のこの上の状態は10メートル80あります。4メートル近くの差があります。ですから、この一気に川幅が狭くなったおかげでこの田んぼに氾濫するわけでございます。で、ここには地権者が2名ほどおられますですけど、この要望といたしまして、川幅が狭いから、どうにかできないだろうかというお話は

お聞きしております。とにかく、今の雨の状態が強いときは、こういうふうな状態になります。

3番にまた戻りますですけど、ここは大沢水の畜協先の大沢水橋の際でございます。ここでも約30センチ以上の浸水が発生しております。

以上で、かんがいで河川改修工事が必要と判断しますが、浜戸川は県の維持管理になるわけで、河川は下からの工事が鉄則になっていることも聞き及んでおります。この地区は、水害に対して大変地元の人たちは困っているのが現状でございます。

県の要望になるわけですので、2の質問になりますですけど、この状態に対して水害を防ぐため、川の流れを変える等の要望を、町からできないのかのお尋ねになります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 浜戸川の河川改修につきましては、今、議員もおっしゃいましたように、河川管理者であります熊本県が整備計画を作成し、計画的に河川改修の工事が進められているところでございます。

現在、宇城地域振興局が管理いたします宇城市豊野町から上流の区間につきましては、安見地区から宇城市との境界付近の美里町中小路までの区間で、流下能力不足箇所を下流側から整備が計画をされており、令和5年度においては豊野町安見橋付近の改修が予定されているところでございます。

現在、具体的な河川改修計画がない中小路から、上流の区間の河川改修につきましては、今後、熊本県に要望していくこととなると思いますが、洪水などの被害が起きないようにするには、どのような改修が必要となるのか、議員がおっしゃいましたように、河川の流れを変えるということが出来るのか、あるいは、堤防の嵩上げが有効なのか、そういったことを総合的に熊本県と協議し、最善の改修方法を要望していきたいと考えているところでございます。

なお、先日行われました浜戸川改修期成会におきましても、今後県のほうに町と一緒に計画をつくっていきましょうという要望もさせていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 町としても、町内の災害対策には大変な対応をしておられると思います。この地区の町民の安心・安全を考えていただき、速やかに対応をお願いしたいと思います。

続きまして、③に行きます。浜戸川の用水堰の破損部分があるが、工事的必要性があると思われます。破損部分の写真がありますので、また同期していただいて、見ていただきたいと思います。

これはですね、公民館の下の堰の上の河床が掘れて、ブロックがひびが入っている状態でございます。これも大雨が降ったら、少し、ちょっとやばいと言うか、危ないという感じになっております。すいません、今のは堰の所だったですね。すいません堰をまずはちょっとお見せします。

ここはですね、公民館裏の堰でございます。河床が掘れております。これは、成松電機の前、ちょうど馬場の本村の入り口の所の堰でございます。大変河床が掘れております。この部分の、破損の部分についてお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

馬場地区内にある浜戸川の用水堰につきましては、4基の堰がございます。国の事業の団体営農業体質強化基盤整備促進事業を活用いたしまして、自動転倒堰への整備を、平成23年度から24年度にかけまして実施しております。

今回のご質問につきましては、当該堰のうち、二つの用水堰につきまして、破損部分があるとのことでしたので、現地のほうを確認いたしましたところ、いずれも用水堰の下流部分に位置する護床部分、いわゆる水たたきと言いますけれども、そこが洗堀しておりましたので、その部分について説明させていただきます。

本来、堰本体から下流側に落差がありますので、河川の床板を洗堀しないようにぐり石等によりまして洗堀防止対策が講じられるところでございますが、現在はぐり石等がない状況となっております。当該用水堰につきましては、地元の受益者で構成されている水利組合等で維持管理すべき施設となりますので、今回は、破損部分につきましては、地元が実施する事業といたしまして、地元の負担金は発生いたしますが、町の土地改良事業費補助金を活用していただいて修繕していただければと思っているところでございます。

また、整備規模等によりましては、地元の要望を受けまして、町が国の補助事業を活用する団体営農業農村整備事業として実施する場合もございます。この場合につきましても、総事業費に対しまして、地元の負担金をご負担いただくこととなりますので、ご相談やご要望いただければ、対応したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） では、補助金等で工事ができるということで、地元にはお知らせしておきたいと思います。

先ほどちょっと間違えましたですけど、もう一つあります。浜戸川で今現在、危ない所があります。それを先ほど。これはですね、ナフコの裏、既に水の勢いで土

手が崩れております。先ほど、さっき見せました、これが公民館の下側の堰の上の河床が掘れてる所でございます。これに対して早急なる工事が必要だと思いますですけど、このようなときはどのような対応、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘の2か所、1か所目は公民館のすぐ下の護岸ですね、川の護岸のブロック積みの亀裂の箇所だと思います。それともう1か所は、ナフコの横辺りの、これも護岸の土砂部分が崩壊してる部分だと思います。2か所とも私のほう、現地を確認のほう確認させていただきまして、宇城地域振興局の土木部のほうに、写真を付けてですね、報告のほうさせていただいてます。実際、復旧のほうは河川管理者である宇城地域振興局土木部のほうで行われると思いますが、現在、やはり梅雨に入りまして、出水期でもありますし、浜戸川自体が農業用水として取水もされてますので、農業用の堰を止めてですね、水を貯めて取水をされておるといような状況でもありますので、恐らくそういった農業用水が使われない時期になってからですね、県のほうで修繕なり何なりの対応をされるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、わかりました。早急なる工事をお願いしたいと思います。

続きまして、④の浜戸川の水害に対して、馬場地区・有安地区・大沢水地区、どのような対策を考えておられるのかになりますですけど、先ほども説明しましたが、雨の降り方が近年には違う気候になっております。人吉豪雨などありましたけど、想定外が心配されるところです。また、本年はエルニーニョ現象で、雨が多い予想です。町は、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 対応についてでございます。ソフト面につきましては、この後担当の課長が説明をさせていただきますが、この写真を見ていただきますと、やはりかなり土砂が堆積しているというような状況です。

町といたしましては、この梅雨時期の前にですね、ほぼ毎年浚渫を今行っているところでございます。堆積している土砂を撤去して、流下能力を上げると、確かに雨の降り方は変わってまいりましたが、今後、その整備が進んでいくまではですね、どうしてもハード面においては、流下能力を上げるために堆積物を撤去するという方法が一番即効性のある対応でございますので、県に対してですね、とにかく堆積物を撤去してくれという要望を重ねて行っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明いたします。

議員お尋ねの、浜戸川の水害に関する周辺地区の対策につきましては、ハード面とソフト面がございますが、ハード面につきましては、今、先ほど町長からの説明もございましたので、私のほうからはソフト面からの対策につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

議員おっしゃいますように、近年、地球の温暖化などによる気候変動の影響で、これまでに経験したことがないような自然災害が発生しております。また、ますます激甚化し、頻発化しているところでもございます。降雨につきましても、最近よく耳にします線状降水帯の発生により、局地的に激しい雨が長い時間降り続け、河川の氾濫や土砂崩れ等も全国的に発生をいたしております。

そこで、町では、本年3月に作成し、全戸に配布しております美里町災害対策ガイドブックや携帯電話などを利用し、いつでもどこでも確認することができるウェブ版のハザードマップを作成しております。そのガイドブックやハザードマップには、災害時に必要な地域のリスク情報や行動マニュアル、防災情報などを掲載しております。その中を見ていただきますと、洪水を受けやすい地域の情報などを掲載しており、想定される河川・ため池などの浸水の深さ、土砂災害の危険性などを色分けし、示しております。

ということで、平常時から、ご自宅の場所を確認していただき、災害のときにどのタイミングで避難すればよいのかを確認していただければと思います。また、気象庁では、線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想される場合には、半日程度前から気象情報についてもお知らせをしておりますので、確認をいただければと思います。

また、併せまして、町では災害が発生する恐れがある場合には、対象地区を含めまして、防災行政無線等でも避難情報を発信しておりますので、早目早目の避難をお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 災害には、大事なことは、やはり早目早目の避難、これが大事なことだと思います

防災無線、今、美里町の防災無線のほうで、聞こえが悪い所がありますので、それも視野に入れて、今後対応していただきたいと思います。

続きまして、⑤番の、有安地区旧工場跡地周辺の整備をするということになりますけど、この有安地区整備しても、やっぱ基本的には川からのよくしてい

くという考え方も必要ではないだろうかと、私は思います。以前、前に東南産業がありました。この土地、浸水等いたしまして、1メートルほど水が来たという、昔の話ですけど、これは実際計ってみらんとわからんですけど、作物にも冠水して大変だったという、聞き及んでおります。

ですから、そういう観点からしますと、ここの構想、いろいろ考え方がありまうと思ひますですけど、まずは、災害が起これにくい川幅、そすとスムーズに流れやすい、これが最初にこの辺を開発するためには大事なことではないだろうかと思ひますですけど、この問題は、将来的にどのように考へているのかのお尋ねになります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 有安地区旧工場跡地周辺の整備をするのを見越したという、浜戸川の整備の話だというふうに思ひます。

今後、解体が終わりました工場跡地周辺の整備につきましては、今のところまだ青写真段階でありまして、これから具体的な計画というものを作成していきたくと考へております。その中で、河川改修が必要であると判断した場合は、河川管理者である熊本県ともですね、協議をいたしまして、一部区間の改修が例えば特例的に前倒しできないかなど、そういったものを協議しながら、要望も併せてしていきたくと考へているところでございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 有安地区旧工場跡地に、工業誘致、宅地誘致など多く発想があると思ひます。また、218号線の近くにあり、商業施設誘致には適した場所になっております。浜戸川の氾濫とか災害に強い構想をしていただきますようお願いしたいと思ひます。

では、次の2の項目に移ります。2、移住・定住関係の支援制度についてに移ります。

今、美里町の人口が減少が続きますけど、2040年度には推定6,000人を切るとあります。今からでもこの人口減少の対策を速やかに考へることは必要だと思ひます。町でもいろいろな政策を考へての案が検討され、実行していただいている状態ですけど、これに一步踏み込んだ政策が必要と思ひます。

美里町だけにしかない、独自の発想を考へられ、そういう考へをいかがでしょうか。例えば、空き家バンクに畑付きとか、筍山付きとか、考へる発想がありますと思ひます。私の所にも今年弟子入り1名来られました。来年2名来られます。また、工芸家の仲間には、「熊本の中心に位置しているのだから、動きやすいから、どうぞ美里にきてください」とか、そういう文言を、「ああ、美里はよか所ね」とか、そう

いうふうに言われるようになってきております。

この水道事業が10年後に完璧に終わり次第、ますます私はこれを発信していきたいと思います。

今の美里の転入・転出、これをまず最初に聞きたいと思います。お教えてください。

○議長（上田 孝君） 松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

令和4年度中の転入・転出の状況でございますが、転入が235人、転出が256人で、21人の転出超過となっております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。でも、少し人口減少が続いている割には数字が小さいようですが、令和2年度・3年度はいかがだったのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

令和2年度中は転入171人、転出256人で、85人の転出超過となっており、令和3年度中は、転入151人、転出267人で、116人の転出超過となっております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） やはり、人口減少が続いています状態ですね。これも人口減少歯止めの一環としての質問になりますけど、転出超過是正のため、移住・定住の促進が必要だと考えるが、現在、移住者にとってどんな制度があるのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町では転出超過の状態が続いており、特に若年層を中心とした都市部への人口流出が深刻な問題となっているほか、出生数と死亡数の差による自然減の影響もあり、人口減少が続いております。

そのような中、移住・定住の促進は、人口流出に歯止めをかける重要な施策の一つと認識しております。

本町では、移住者が美里を選んでもらうための施策として、まず住まい関係では、空き家のリフォームや不要物撤去に使える移住・定住促進補助金を用意しております。ほかにも、県産木材を使って新築した場合に最大50万円がもらえる木造住宅建築支援事業補助金や、首都圏から移住した場合に1世帯100万と子ども一人につき100万円がもらえる美里町移住支援金などがあります。また、子育て関係では、小・中学校の給食費が実質半額となる給食費補助金や、町内在住児童の保育料

の完全無償化、保育所等の副食費全額免除、第一子から第三子で10万、第4子以降で20万円がもらえる出生祝い金、妊娠届出時7万5000円と、出生2か月時7万5000円、合計15万円がもらえる出産・子育て応援交付金、18歳までの子どもの医療費は無料となる子ども医療助成事業、ほかにも不妊治療費助成事業や子どもインフルエンザ予防接種助成事業などがあります。さらに、結婚したときの引越し費用や住居費として最大60万円がもらえる結婚新生活支援事業も用意しております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 町としては、移住・定住の促進強化に取り組んでいることはよくわかりました。

では、3の移住・定住促進補助金の適用要件を緩和する考えはないのかの質問になります。

例えば、空き家バンク利用でなくても対象になるなど、いろんな支援策が考えられますが、緩和する考え、今よりも一層来やすいような政策、これはないのかのお尋ねになります。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

まず、移住・定住補助金の主な概要と要件についてです。当該事業は、空き家バンクに登録された空き家の改修等に要した経費を補助するもので、補助率4分の3、限度額100万円、対象経費は改修費・不要物撤去・家賃・物品購入で、それぞれ限度額を設定しております。

改修工事を対象とするためには、町内の施工業者に依頼する必要があります。補助対象者は、空き家に住所を定め、5年以上定住する意思のある者や、契約相手と3親等以内の親族でない者等の要件があります。

次に、これまでの利用実績についてですが、当該事業は令和3年度から開始しております。令和3年度は不要物撤去で1件、令和4年度はリフォームで1件の活用がありました。

移住・定住促進補助金が空き家バンクの利用を条件としている理由は、空き家の解消を図りたいという目的があること、それと、空き家バンクを条件としない場合、実態のない住民票の移動により、居住中の家の改修費へ利用されることを防ぐためです。

そのほかにも、空き家バンクに登録することで、インターネット等を介し、全国の移住希望者とマッチングを図ることができること、また、空き家バンクに登録し

なくとも不動産業者が扱ってくれるような優良物件は、そもそもリフォーム等の補助はあまり必要としないことなど、様々な理由がありますので、今のところ当該事業の要件として、空き家バンク活用を外す予定はございません。

しかしながら、アパート等、空き家でない家に町外から移住した方を対象にした補助金等はありませんので、更なる移住者の促進を図るための支援策として、例えば、転入届提出時に温泉券の配布を行うなど、何らかの転入者への支援はあってもよいかもしれないと思っていますところ。

以上です、

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。美里町にやはり定住しやすいように、緩和策をますます考えていただきたいと思います。美里はいい所だと、そういう支援策をお願いいたします。

続きまして、4になります。これは町長にお聞きします。美里町は今後人口減少が続くと考えられるが、移住・定住促進の考えをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これまでの説明にもありましたとおり、移住・定住の促進は、町の重要施策の一つとして認識しております。

ご承知のとおり、全国の多くの自治体が人口減少の問題に直面している中、そして本県ではT S M C進出によります波及効果と呼び込むため、自治体間での競争が激しさを増している状況にございます。今議会での答弁にもありましたとおり、本町では、これまでの様々な移住・定住支援策に加え、新たに移住コーディネーターの採用やお試し住宅の整備に取り組む予定といたしており、ほかにも今年度は、最大8回移住相談会への参加、あるいはインターネットで空き家バンク登録物件の360度ビューが見れるようにしていくなど、積極的な情報発信にも努めてまいりたいと考えております。爆発的に移住者が増えるというわけではないかもしれませんが、少しでも美里町に興味を持ってもらえるよう、一つ一つ施策を積み上げ、人口減少の流れを緩やかにしていきたいと思っております。

先ほど、移住・定住の空き家バンクの利用の補助金の要件緩和という話もありましたが、説明がありましたとおり、補助金の緩和はできないかもしれませんが、別立てで新たなメニューを考えるということは可能なのかもしれません。と同時に、今回の議会でも様々な移住・定住に関するご意見やご提案があっております。そういったこと、あるいはほかの地域での成功例、そういったものを見ながらですね、美里町に合致するような政策を推し進めることで、移住・定住を促進できればと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 人口減少対策には大変だと思います。私もできること、呼び込む対策をしていきたいと思います。また、今、美里にいる若い世代、これもいていただく工面も大事だと判断します。よき環境がある美里にしていきたいと思いますので、町のほうもよく検討されてください。

最後になりますですけど、3の項目に入ります。町内の入札についてですけど、町内の事業所にやはりいっぱいおられますので、町で発注する大きな工事等、町外発注になります、これは。こういうのを同じ町内の事業所とジョイントベンチャー、こういう考えはないだろうかということになります。なぜかと言いますと、町外発注の場合は、町外ですので、その工事費用は全部持って行かれるということです。それで、町内でされる仕事がありますなら、町内の事業所に回していただく、そういうジョイントベンチャー、J Vと言いますですけど、そういうことができないだろうかのお尋ねでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 町の指名等審査会の会長を仰せつかっておりますので、この質問に対しましては私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に質問のお答えの前に、共同企業体、J Vですね。これについて、少し説明をさせていただきたいと思います。

共同企業体を活用する場合におきましては、特定建設工事共同企業体方式、この方式を含め、四つの方式があります。特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保する場合など、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に用いる方式ということになります。四つの方式の中で最も多く用いられている手法という認識をいたしております。

次に、本町の工事等における業者の指名基準について、説明をさせていただきたいと思いますが、本町における業者の指名基準につきましては、町内業者の育成を図るために、町内業者で施工が可能な工事等につきましては、町内業者を指名することを前提といたしております。町内業者で施工が難しい鉄筋コンクリートの建築物などにつきましては、町外業者の指名を基本とし、その都度指名等審査会において検討するということといたしているところです。

以上のことを踏まえまして、本町で発注する大規模工事等を、町内事業者を含む共同企業体で施工できないかということを考えてみますと、先に述べました特定建設工事共同企業体につきましては、国土交通省が定めております共同企業体運営準則におきまして、事業規模が5億円を下回らない規模との目安が示されております。

本町では、国の準則が示します共同企業体の運営基準は持ち合わせておりませんが、本町におきまして、国の準則が示す５億円程度の規模の事業が予定される場合につきましては、土木の工種におきましては、共同企業体の条件として、町内の業者を含むこととの条件を付して入札することは可能ではないかというふうに考えております。

また、建築の工種におきましては、先ほども述べましたけども、町の指名基準に照らし合わせますと、鉄筋コンクリート等の建築物については町外の指名を基本としておりますので、建築の工種におきましては、同程規模、５億円程度の規模の事業が本町で予定される場合におきましても、共同企業体に町内の業者を含むこととの条件を付すことは難しいというふうに考えております。

なお、平成１４年に行いました中央中学校敷地内にあります総合体育館の建築工事、これにつきましては、町外業者同士の共同企業体で施工を行っております。このときの請負額は、当初契約で約６億７、０００万円ということになっております。

いずれにしましても、今後、本町におきまして、国の準則が示す規模の事業が予定される場合におきましては、工種や事業の性格等に照らし、共同企業体による施工の必要性について、条件等を含め、その都度指名等審査会で検討するものと考えているところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 限部君。

○４番（限部 寛君） やはり、大きな仕事はランク付けがありまして、なかなか地元の業者は入れないというところも少しはわかりました。ただ、そういう仕事がありますときは、どうぞ地元の業者をいっぱい活用していただくなと思います。やはり、地元が潤おうようなシステムも大事だと思いますので、どうにかそのところを考えていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終了させていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、限部寛君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日9日、金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後2時52分

第 3 号

6 月 9 日 (金)

令和5年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月9日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第2	議案第47号	令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第48号	令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第49号	令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5	報告第2号	令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	議案第50号	下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第7	同意第5号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	同意第6号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	同意第7号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意第8号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意第9号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	同意第10号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	同意第11号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	同意第12号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	同意第13号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意第14号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	同意第15号	美里町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第18		議員派遣の件について
日程第19		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村 崎 公 一 君	2番	吉 住 淳 一 君
3番	平 野 保 弘 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高 田 美千子 君	6番	坂 田 竜 義 君
7番	濱 田 憲 治 君	8番	福 田 秀 憲 君
9番	今 田 政 行 君	10番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	松 岡 征 二 君	税 務 課 長	島 田 昌 臣 君
住民生活課長	松 永 栄 作 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	隈 部 尚 美 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	中 川 利 加 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和５年第２回美里町議会定例会総務文教常任委員会のご報告をいたします。

期日が、令和５年６月８日木曜日、午前１０時３０分より開会をしております。

場所は、中央庁舎議会委員会室でございます。参加者は、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、松岡美しい里創生課長、島田税務課長、松永住民生活課長、中川会計課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長であります。

議題としまして、令和５年度美里町一般会計補正予算（第３号）について、説明を受けております。

まず、総務課では、歳入の繰入金、財政調整基金、ふるさと応援基金繰入金の減額は、財政調整のための基金を繰り戻すものと、デジタル田園都市国家構想推進交付金の追加採択を受け、ふるさと応援基金から推進交付金に組み替えられたものであります。

歳出としまして、総合事務支援システム導入委託料は、当初、予算で計上しておりましたが、先進地の自治体やシステム業者から聞き取りをし、全ての業務・システムを一体的に導入したほうが運用上も経費的にも有効であると判断をされ、それぞれ計上してあった予算を減額し、総合事務支援システム導入委託料に一本化するものであります。

窓口なびシステム導入委託料は、二つのシステム引用があり、一つは来庁された住民の方の手続き要件に応じて、必要項目を聞き取りながら関連する手続きをスムーズに案内するシステムであります。二つ目は、マイナンバーカードを活用し、氏名・住所・年齢等の同じ情報を自動で手にする事で、関連する申請書も含め、何度も同じ情報を書かなくて済むようになるシステムであります。

また、事前にスマートフォンや自宅のパソコンなどで、いつでもどこからでも事前申請を行うことができるようになります。事前申請が完了しますと、スマートフォンなどの機器にＱＲコードが発行され、それを窓口に提示することで、本人確認

だけで証明書等の発行が完了し、利便性の向上につながるシステムの導入であります。

次に、美しい里創生課では、歳入として社会資本整備総合交付金、空き家再生推進費は、国が2分の1、空き家活用促進モデル事業補助金は、県が4分の1を交付をされ、お試し住宅の改修費用に充当される内容であります。このお試し住宅のスケジュール的な説明では、6月に嘱託会等を通じて募集を開始し、7月に業者のプロポーザルで内容を精査し決定をし、10月に施工開始をし、入居予定時期は令和6年3月の予定で進められるとの説明でありました。

歳出の、コミュニティ助成事業助成金は、石原地区・小崎地区で活用されるものであります。

住民生活課では、歳出で宇城広域連合負担金、清掃施設費の減額は、国の令和4年度補正予算で事業採択がされ、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備負担金の令和5年度分の減額であります。

学校教育課では、美里町特色ある教育推進事業交付金、これは、株式会社ベルネット様より教育寄附をいただき、各学校へ20万円ずつ配分をされ、学校長の裁量で活用をされ、講師派遣費や修理費等に使用されるものであります。補正予算とは違いますが、熊本朝日放送株式会社と美里町教育委員会とで学校教育における情報活動教育に関する連携協定を締結され、連携内容の説明があっております。

その他の課は、ともに4月の人事異動に伴う人件費等の補正でありました。

次に、現場調査をいたしております。

まず、有安地区工場跡地を調査をしております。更地になって現場を調査しました。その中で、宅地になった場合、家庭菜園ができる土壌ではないというご意見もあっております。また、今後の目的が完結できるまでの間、雑草の処理が大変だと痛感したところでもあります、

次に、砥用B&G海洋センターを視察をしております。指定緊急避難場所である砥用B&G海洋センターのトイレ改修は終わっていたので、現場を調査しております。段差も解消され、清潔で快適なトイレの環境整備がなされておりました。

以上の視察を終え、12時20分に中央庁舎に戻り、散会をしたところです。

以上で、総務文教常任委員長の報告とします。報告漏れがありましたら、他の委員さんから補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） おはようございます。産業厚生常任委員会活動報告をいたします。

6月8日午前10時より、中央庁舎大会議室におきまして、高田委員、今田委員、隈部委員、平野委員、私、執行部から谷口福祉課長、隈部健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長出席のもと、主に、令和5年一般会計補正予算（第3号）について、会議を開きました。

まず、福祉課につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業と支援事業費返還金（住民税非課税分）2,206万円、同じく、価格高騰緊急支援分として253万円、また、臨時特別給付金システム改修業務委託料として110万円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金、これも非課税世帯分として4,800万円、同じく家計急変世帯分として30万円等の説明がございました。

上下水道課におきましては、甲佐平の中岳地区の簡易水道事業の補助金300万円、簡易水道内園小崎線送水管布設工事に補助金として700万、これは補正で700万ということでの説明がございました。

農業政策課におきましては、農地利用意向調査に15万円、農地利用効率化等支援交付金として58万円等の説明がございました。

健康保険課・建設課には、特に該当はございませんでした。

その後、現場調査といたしまして、町道三本松千間線災害復旧工事、山出地内の工事の竣工後の現場を視察をいたしまして、用水路を含めてきちんと工事が完了していたことを確認をいたしました。また、老人福祉センターの屋根、空調設備等の修繕工事につきましても現場を調査をいたしまして、今、工事は進行中の所をですね、デイサービスの所とか厨房の所とか、現場内部を案内して説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第47号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第47号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の、議案第47号について質問をいたします。

先ほどですね、委員長から報告がありましたけれども、11ページ、子育て世帯等の特別支援事業返還金ということで、2,200万円ほどのですね、額が出ておりますけれども、これは、この事業がなされなかったもので、これだけの返還するというようなやつになっているのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今、お尋ねがございました、子育て世帯等臨時特別支援事業費返還金（住民税非課税世帯等分）2,206万円につきましては、事業の組み立てが、まず令和3年度分、それと令和3年度の繰越分、それと令和4年度に新たに住民税非課税世帯になられた分、この三つで成り立っております。それぞれ令和3年度分が1,064世帯、令和3年度繰越分が384世帯、令和4年度分が164世帯ということで、合わせますと1,612世帯分になります。

なお、国からの補助金の概算交付額として、1億8,320万円をいただいております。そこから1,612世帯分が実績なので、これを引いた額が2,200万円

ということになります。これは1世帯10万円の事業になっております。

それと、関連する事務費がございますので、令和4年度に返還した一部分を差し引いた差額の5万9,422円が返還すべき額となっております。なので、合わせた金額として、ここに計上したところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 国からの支給の分との差額だと思いますけれども、予定の世帯数が少なかったということで、理解をしたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第47号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第47号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第48号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第48号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４８号、令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第４８号、令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第４９号 令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（上田 孝君） 日程第４、議案第４９号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４９号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第４９号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 報告第２号 令和４年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第５、報告第２号 令和４年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、資料につきましては、システムの第２回定例会フォルダー内の㊦の２、報告第

2号、令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご覧ください。

令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

はじめに、款の2総務費につきましては、項の1総務管理費の人材育成支援システム構築事業と有安地区工場跡地解体事業までの2事業。次に、款の5農林水産業費につきましては、項の1農業費の農地利用効率化等支援交付金から、項の2林業費の林業用機械等導入補助金までの4事業。次に、款の6商工費につきましては、項の1商工振興費の「美里くらし応援券」発行事業補助金の1事業。次に、款の7土木費につきましては、項の2道路橋梁費の町道維持事業から、3ページをお開き願います。項の4住宅費の社会資本整備総合交付金事業、公営住宅等ストック総合改善事業までの9事業。次に、款の8消防費につきましては、項の4消防費の車中避難所等整備事業の1事業。次に、款の10災害復旧費につきましては、項の1農林水産業施設災害復旧費の農用地等災害復旧事業（R4災害分）から、項の2公共土木施設災害復旧費の災害・公共工事発生土捨て場整備事業までの4事業。合わせて、21事業につきまして、7億3,237万8,680円を令和5年度に繰り越すことといたしております。

以上で、報告第2号につきまして、説明を終わります。

大変失礼しました。議案の説明が漏れてましたので、再度報告させていただきたいと思います。

報告第2号、令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第1号、令和4年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。報告第2号でございました。申し訳ございません。

—————○—————

日程第6 議案第50号 下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第50号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） それでは、システムの同期をお願いします。議案第50号について、ご説明申し上げます。

議案第50号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について

下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

辺地における公共的施設の整備を促進するため、下福良・山出辺地に係る総合整備計画（令和5年度～令和9年度）を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

計画策定の経緯について、ご説明いたします。

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地計画を策定することにより、公共的施設等の整備を行う事業の財源として、特別に発行が認められた辺地対策事業債の活用が可能となり、財政上の優遇措置の対象となります。

そこで、下福良・山出辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地法第3条第1項の規定により、議会の議決が必要ですので、提案するものです。

議案第50号資料の総合整備計画書になります。

1の辺地の概況としまして、まず（1）の辺地を構成する町又は字の名称につきましては、ここに記載の洞岳の一部地域を対象としております。（2）の地域を中心の位置は、辺地法施行規則第3条に基づいて、固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格は最高の価格である地点とされています。この計画では、美里町洞岳3953番地としています（3）の辺地度点数は、132点です。これは、辺地法施行規則第2条に基づく辺鄙な程度の基準を示す数値です。辺地度点数が100点以上であることを辺地としています。この辺地の算定につきましては、別添資料の辺地度点数算定表のとおりです。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、今回の辺地計画の対象地域であります洞岳の下福良・山出地区は、通学・生活・産業にとって、重要な路線でありながら、路線バスも撤退した交通不便地域ですので、対象地域の町道整備を進めることにより、交通路の安全性の改善及び生活・産業の活性化、観光地へのアクセス等としての利便性の向上が図れることから、本計画を策定しております。

3、公共的施設の整備計画ですが、整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としております。事業内容につきましては、資料最下部の表のとおりです。ここで、町道勢井下福良線改良工事位置図を開きますので、しばらくお待ち

ください。

全体計画は460メートルで、東側から西側にかけて、順次施工してまいります。
この位置図では、令和5年度は右側の280メートルを、それから、令和6年度・
令和7年度に、真ん中の110メートルを、令和8年度・令和9年度に左側の70
メートルを施工する予定です。

本町としましては、この計画に基づき、辺地対策事業債を有効に活用し、洞岳の
下福良・山出地区における公共的施設の総合整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第50号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定については、原案の
とおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第50号、下福良・山出辺地に係る総合整備計画の策定に
ついては、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 同意第5号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 8 同意第6号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 9 同意第7号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第10 同意第8号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第11 同意第9号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 12 同意第 10 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 13 同意第 11 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 14 同意第 12 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 15 同意第 13 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 同意第 14 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第 7、同意第 5 号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 16、同意第 14 号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの 10 案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。

日程第 7、同意第 5 号から、日程第 16、同意第 14 号までの 10 案件についてを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、同意第 5 号から、日程第 16、同意第 14 号までの 10 案件を一括議題とすることに決定をしました。

それでは、日程第 7、同意第 5 号から、日程第 16、同意第 14 号までを一括議題とします。

同意第 5 号から同意第 14 号までを続けて内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第 5 号から同意第 14 号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

同意第 5 号から同意第 14 号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第 5 号、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED]

[REDACTED] 生年月日 昭和 37 年 4 月 8 日生まれ

令和 5 年 6 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員であります村田博治氏を引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第6号、住所 [REDACTED]、氏名 椿孝博、生年月日 [REDACTED]

椿孝博氏の提案理由につきましては、認定農業者であり、新たに委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第7号、住所 [REDACTED] 氏名 奥村智、生年月日 [REDACTED]

奥村智氏の提案理由につきましては、現農業委員会委員であり、引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第8号、住所 [REDACTED] 氏名 長木一美、生年月日 [REDACTED]

長木一美氏の提案理由につきましては、現農業委員会委員であり、引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第9号、住所 [REDACTED]、氏名 川上信久、生年月日 [REDACTED]

川上信久氏の提案理由につきましては、認定農業者であり、新たに委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第10号、住所 [REDACTED] 氏名 平野保弘、生年月日 [REDACTED]

平野保弘氏の提案理由につきましては、元熊本宇城農業協同組合職員であり、新たに委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第11号、住所 [REDACTED]、氏名 松田政明、生年月日 [REDACTED]

松田政明氏の提案理由につきましては、現農業委員会委員であり、引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第12号、住所 [REDACTED]、氏名 吉坂美佐子、生年月日 [REDACTED]

吉坂美佐子氏の提案理由につきましては、現農業委員会委員で、中立委員でもあり、引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第13号、住所 [REDACTED] 氏名 村上七郎、生年月日 [REDACTED]

村上七郎氏の提案理由につきましては、地域の中心経営体であり、新たに委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

次に、同意第14号、住所 [REDACTED]、氏名 濱田憲治、生年月日 [REDACTED]

濱田憲治氏の提案理由につきましては、現農業委員会委員であり、引き続き委員に任命させていただきたく、ご提案申し上げます。

以上、10名の方々の任命につきまして、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、日程第7、同意第5号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第5号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第5号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10、同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11、同意第9号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第9号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第9号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12、同意第10号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ
とについての質疑ですが、ここで地方自治法第117条の規定により、本案件の当
事者である平野保弘君の退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、平野保弘君の退席を求めます。

（平野議員 退席）

○議長（上田 孝君） それでは、同意第10号、美里町農業委員会委員の任命につき

同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第10号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第10号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、平野保弘君の入場を許可します。

（平野議員、入場）

日程第13、同意第11号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第11号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第11号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14、同意第12号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第１２号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第１２号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第１５、同意第１３号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第１３号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第１３号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第１６、同意第１４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑ですが、ここで地方自治法第１１７条の規定により、本案件の当事者である濱田憲治君の退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、濱田憲治君の退席を求めます。

（濱田議員 退席）

○議長（上田 孝君） それでは、同意第14号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第14号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第14号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、濱田憲治君の入場を許可します。

（濱田議員、入場）

—————○—————

日程第17 同意第15号 美里町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第17、同意第15号、美里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本案件の当事者である吉住慎二君に退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、吉住慎二君の退席を求めます。

（吉住副町長 退席）

○議長（上田 孝君） 内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第15号につきましてご説明申し上げます。

同意第15号、美里町副町長の選任につき同意を求めることについて

美里町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により

議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED] 氏名 吉住慎二、生年月日 [REDACTED]

令和6年6月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

現在ご活躍いただいております吉住副町長は、令和5年6月30日をもって任期満了となります。つきましては、美里町副町長の定数を定める条例に基づき、引き続き美里町副町長に吉住慎二氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

吉住氏は、ご承知のとおり、温厚誠実で行政経験も豊富で、行政運営に関し非常に優れた人材でございます。また、職員からの信頼も厚く、美里町副町長として最適任と考えます。なお、任期は令和5年7月1日から令和9年6月30日までの4年間でございます。

ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第15号、美里町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第15号、美里町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、吉住慎二君の入場を許可します。

（吉住副町長 入場）

—————○—————

日程第 18 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 18、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

—————○—————

日程第 19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがって、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、第2回定例会、全ての議案、それから全ての同意案件に関しまして、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

今回の一般質問等でも、いろんなまたご提案等ございましたが、その中で、移住・定住が、非常に皆さん、それぞれ興味を持たれているのではないかなと思ったところです。

先日、熊日新聞にも、TSMCの第2工場が熊本というような話も出ているようでございます。なかなか今、どこまで波及効果が来るのかということで、その現実的にどこまで、どのようなかたちでその波及があるのかということがなかなか見えないという状況であります。今、県のほうにもしっかしその辺を示してほしいというような話もしておりますけども、まだ熊本県でもなかなかその先まで踏み込めないというような状況であると聞いております。

これからは、間違いなくその波及効果をですね、この美里町にも持って来れるようにしなければならないと考えております。ただ、その際には、やはりチーム美里としてですね、皆さんと一丸となって取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えております。一人ではなく全員で、やはりこの問題には取り組んでいく必要があると考えておりますので、その際には、またいろいろと情報提供もさせていただきますし、一緒になってこの美里に誘致であったり、移住・定住であったり、そういったいい波をですね、呼び込めるように、その際には皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう梅雨にも入りました。もう既に災害が起こっている所もあります。これからしばらく油断ができませんが、皆様にはどうかご自愛いただきまして、そして地域のために、美里のために、引き続きご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもお世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和5年第2回美里町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時59分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 5 年 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 発行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111